

第6章 環境管理と観光振興の融合

6.1 自然環境保全計画

ここでは、観光開発ゾーニング・マップ作成の指針や基準とした自然環境関連の法規制を整理し、自然環境保全計画、及び環境保全と観光振興の融合について述べる。

観光開発ゾーニングでは、環西寧圏の過半（面積 57.5%、表 6.1.5 参照）は現在の生態環境保全が良好で、持続的・限定的な観光開発・利用が可能な地域（バッファゾーン）に分類されている。問題となるのは、同じバッファゾーンに分類されるが現在の生態環境保全が適切でなく、環境の劣化が激しい 35.0%に及ぶ地区である。この地区は、広大な草地面積の半分を占める植被再生地区（29.1%、傾斜地 24.0%・平坦地 5.1%）や荒漠地区（5.9%）である。このような草地生態の劣化は、荒漠化が深刻な共和県だけでなく、歴史的な過剰利用が続いてきた湟水谷や黄河本流筋、放牧が特に盛んな青海湖北岸や海北州の高地など広範に分布し、これらの劣化した草地の再生と連携した観光利用・開発が課題となる。

6.1.1 ソーニング・マップ作成の背景

ソーニング・マップ作成の指針

本調査では「環境保全と観光振興の融合」を目指しており、それに係わる 3 つの指針を以下に整理する。

1. 生態環境や生物多様性保全と調和した持続可能な観光開発：中国を含め、国際的に支持されている。
2. 住民参加による生態環境保全と観光への参画：西部大開発の中心的課題でもある生態環境建設の目標は、地域社会・住民自らの生態環境保全への参加が観光資源の保全と観光振興に寄与し、住民の新たな観光産業への参画、生活の糧と所得の向上につながるなど、環境保全・産業発展・生活の向上という正の循環を創出することである。
3. 環境汚染対策や環境教育水準の向上：本マスタープランのもう一つの主要課題である。

青海省では自然資源の過剰利用から荒漠化が進み、地域の基幹産業である放牧業を大幅に抑制せざるを得ない状況に至っている。そのため、過剰利用を持続可能な水準に引き戻し、その減収を補うためにも新たな観光産業を振興して、地域への開発効果を波及させることが切実な開発課題となっている。また、環境保全と融合する観光の振興は、地域の環境教育の向上にも寄与することが期待される。

生態環境健全性の指標

観光開発ゾーニング・マップで用いた衛星情報の植被率は、地域生態の健全性の指標と見なすことができ、安定した生態環境は一般に美しい。つまり、植被率の高い健全な生態環境は景観的にも優れ、観光資源としての潜在価値が高いということである。したがって、地域における生態環境の健全性の程度に応じて、保護と開発・利用のあり方を厳正保護、保全的利用、開発可能などの段階に区分し、各区分に応じた環境管理を実施することが観光資源の保護と観光振興の基盤となる。また、現在進行している生態環境建設に関連する自然環境法規則もこれらの区分に有効な基準設定の目安となる。本調査では、特に重視さ

れている法律や政策的プロジェクトの具体的な基準値を選択し、ゾーニングの区分基準に利用した。

自然環境関連法規則

表 6.1.1 に、13 の自然環境関連の法律、条例、管理規定を 4 つに分類して示した。なお、野生動物保護法は自然保護区の設定（第 10 条）や自然保護区における狩猟や野生生物に対する妨害などの禁止（第 20、34 条）を規定し、自然保護区条例の法的な根拠となっている。

表 6.1.1 自然環境関連法規則の分類

分類	法律・条例・管理規定など
自然保護	<ul style="list-style-type: none"> 野生動物保護法（1988） 環境保護法（1989） 自然保護区条例（1994） 野生植物保護条例（1996）
観光振興	<ul style="list-style-type: none"> 風景名勝区建設管理規定（1993） 森林公園管理弁法（1994） 地質遺跡保護管理規定（2002）
生態環境建設 荒漠化対策	<ul style="list-style-type: none"> 水土保持法（1991） 退耕還林還草工程（森林法実施条例、2000） 天然林資源保護工程（森林法実施条例、2000） 防沙治沙法（2002） 草原法（2003）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 土地管理法⁴（1999）

出所 JICA 調査団

a. 自然保護に係る法規則

自然保護区条例では、ゾーニングによって保護すべき地域を設定している。本条例の第 10 条は、典型的な自然地理区域、貴重種や絶滅危惧種の自然分布区域など、保護すべき対象・地域を 5 つ挙げている（表 6.1.2）。

表 6.1.2 自然保護区条例におけるゾーン別規制

第 10 条の内容	記載項目
(1) 典型的な自然地理地域、あるいは代表的な自然生態系を有する地域	特になし
(2) 貴重でしかも絶滅の恐れがある野生動植物種の自然分布地域	特になし
(3) 特別に保護する価値のある地域	海域、海岸、海島、湿地、内陸水域、森林、草原と砂漠
(4) 大きな科学的文化的価値を持った地質構造を有する地域	鍾乳洞、化石分布区、氷河、火山、温泉等に関する自然遺産
(5) その他	記載なし

出所 JICA：雲山蘇「自然環境保護における地域住民参加の条件と課題」（2004）の添付資料「中華人民共和国自然保護条例（仮訳）」より作成。

⁴ 農地の請負期限や請負経営権などの権利関係を整理する目的をもった法律である。

自然保護区は、厳正に保護すべきコアゾーンの外側を、一定以上の幅のある緩衝帯（バッファゾーン）で取り巻いて保護する構造を基本とする。中国の自然保護区条例でも核心区のコアゾーンの緩衝区が取り巻いている。ただ、表 6.1.3 に示すように、中国の自然保護区条例は IUCN（国際自然保護連合）のカテゴリーとは多少異なっている。相違点は、緩衝区においても科学研究・観察活動しか許可されず、ほぼ核心区と同等の規制が適用され、IUCN で認めている観光活動も許可されないことである。実験区では観光活動が容認され、IUCN のバッファゾーンとほぼ同等の開発規制が適用されている。IUCN の移行地域に相当する機能を担うのは、自然保護区の外側に設定される保護地帯であるが、マスタープラン対象地内の自然保護区では線引きされておらず、具体的な規制内容は施設建設時の工事に対するものだけで、IUCN の移行地域の目的と規制内容とは異なる。

その他の法律で厳格な保護区を設定しているのが下記に示す法規則などであるが、コアゾーンを守るためのバッファゾーンが明確に設定されているわけではない。

- 地質遺跡保護管理規定（2002）の 1 級保護対象であるカンブラ国家地質公園など
- 草原法（2003）の草原自然保護区
- 防沙治沙法（2002）の封禁保護区

表 6.1.3 自然保護区条例のゾーン別規制内容

ゾーン (第 18 条)	地域の特徴 (第 18 条)	立ち入り禁止の有無 (第 18 条)	観光活動や生産活動 (第 28 条)	施設建設 (第 32 条)
保護区内部	核心区	いかなる団体や個人も立ち入ることはできない。科学研究のためのモニタリングや調査には許可が必要（第 27 条）。	禁止（第 18 条）	いかなる施設も建設禁止
	緩衝区	核心区の外側。一定の面積を有する緩衝区を設置	禁止。科学研究、教育実習等の活動を行う場合、自然保護区管理機構に申請書と活動計画を提出し、機構の批准を得なければならない（第 28 条）。	いかなる施設も建設禁止
	実験区	緩衝区の外側	自然保護区管理機構に申請書と活動計画を提出し、省人民政府の審査を経て、国务院機構自然保護区行政主管部门に報告して許可を得なければならない（第 29 条）。	環境を汚染し、資源あるいは景観を破壊する生産施設建設の禁止
外部	保護地帯	人民政府が必要と認めた場合、自然保護区の外側に一定面積の保護地帯を設置		土木工事を行う場合、自然保護区に環境に損害を与えない。

出所 JICA 調査団

厳正保護、保全・利用、開発・利用の目的に応じたゾーニング

自然保護区条例のゾーニングは、厳正保護、保全、開発の各区分を明確にし示し、厳格に施行することを目的としている。ここでは、指定の保護区内で大きな面積を占める保全を目的とするバッファゾーンに係わる既存の自然環境関連法規の関連条項とその規制内容を観光利用や点的観光開発、放牧利用、市街化などの活動ごとに整理した(表 6.1.4 参照)。なお、青海省では、2001 年の「保護生態環境実行禁牧的命令」で、風景名勝区などの場所を特定して禁牧を規定している。一方、中国の自然保護区条例では実験区を禁牧としているが、青海省では例外規定を適用し、基幹産業である畜産を実験区で認めている。

b. 観光振興に係る環境保全関連の法規則

自然資源の合理的な利用目的の一環としての観光振興に係る環境保全関連の法規則は、環境保全的が第一義であり、良好に保全された自然系観光資源を活用した観光振興によって地域の社会・経済振興が目指されている。例えば、森林公園管理弁法の第 1 条では、「森林資源を合理的に利用し、森林旅遊を發展させる」と明確に表明している。このような状況は、1998 年の長江大洪水を契機に天然林の伐採が禁止され、国営林場の経営環境が悪化したため、森林資源の木材利用から観光利用へと積極的に転換していることによる。

c. 生態環境建設、荒漠化対策に係る法規則

西部大開発の生態環境建設に係る法規制としては、先に挙げた天然林資源保護工程と退耕還林還草工程などが挙げられる。その他、深刻な荒漠化に対する法規制としては、防沙治沙法(2002)の防沙治沙工程治理区や水土保持法(1991)の水土流出重点防治区、草原法(2003)の沙化の深刻な草原や劣化草地などが挙げられる。これら環境対策は住民移転を含む厳格なものであるが、移転住民への生活支援も配慮されている。

また、天然林資源保護工程の森林鬱閉度(0.2 以上=鬱閉率(樹冠率)20%以上)や退耕還林還草工程の傾斜度(25 度以上の耕地、5 度以上の沙地や脆弱土壌)などの法規制では、具体的な対象地選定基準が設定されている。これらの基準は、環境保全ゾーニングの地区区分のための重要な手がかりとなる。

表 6.1.4 自然環境関連法規則における厳正保護・保全・開発に関する規定

主管 部局	対象地 法律	厳正保護	保 全				開 発
			観光利用	点的観光開発	放牧利用	市街化	
国务院 ⁵	自然保護区 自然保護区条例 (1994年12月1日施行)	核心区・緩衝区 (第28条 旅遊と生産經營活動を展開することを禁止する)	実験区 (第29条 実験区では參觀、旅遊活動を展開できる)	第32条 実験区内に環境汚染、景觀資源の破壊的な生産施設建設の禁止	条例第26条は、例外規定付で禁止。青海省では2001年、実験区で可	(外側周辺)保護地帯工事:内部の環境配慮	条例第26条で禁止:伐採、狩猟、漁業、薬草採取、開墾、焼畑、鉱山開発、砂利採取
	野生動物保護法 (1989年3月1日施行)	珍貴、危機に瀕した野生動物の重点保護(第9条)	重点野生動物の展覽には野生動物行政主管に特別許可の申請が必須(第16条)。非重点保護の野生動物の狩猟には狩猟許可が必須(第18、19条)。		(適応なし)	(適応なし)	(珍貴、危機に瀕した以外の水生野生動物は漁業法を適用)(第2条)
林業局	森林公園 森林公園管理弁法 (1994年1月發布) 国家級森林公園管理弁法(2005年7月施行)	(適応なし)	「第1条 森林公園の管理を強化して森林風景資源を合理的に利用し、森林旅遊を發展させる。《中華人民共和國森林法》和国家有關規定)」		同左(公園主管部門による禁牧指定地域を除く)	(適応なし)	(適応なし)
国土資源部	地質公園 地質遺跡保護管理規定(2002年12月4日)	1級保護の地質遺跡(第11条、但し、地域政府の批准を得れば組織進行の參觀は可)	「第1条 有効的保護及合理利用」「第11条、2・3級保護:組織進行の科学研究、教育、學術交流及適切な旅遊活動は可」	第18条 保護区内に無関連の建物の禁止	第17条で禁止	(適応なし)	規定第17条で禁止:採石、取、土、鉱山開発、伐採
建設部	風景名勝区建設管理規定(1993年12月20日發布)	(適応なし)	風致・建物規制(第4条 風景や遊覽と無関係で景觀破壞、環境汚染、遊覽を妨害するような建物建設の禁止。觀光客が集中する遊覽地区や自然環境保留地内に旅館、招待所等の建設禁止)		2001年、「關於保護生態環境實行禁牧的命令」より「旅遊景觀区」を禁牧	第4条 風景名勝区における建物建設は、全て周辺景觀や環境と調和	(適応なし)
林業局	天然林資源保護工程区(鬱閉度0.2以上の自然林) 2000年森林法實施条例	(適応なし)	天然林を休養させ、育て、回復させて森林旅遊などの森林関連の特色經濟を發展させる。		2001年、「關於保護生態環境實行禁牧的命令」より禁牧	(適応なし)	(適応なし)

⁵ 国务院環境保護行政主管部が綜合監理(現地は林業局など)

主管 部局	対象地 法律	厳正保護	保 全				開 発
			観光利用	点的観光開発	放牧利用	市街化	
林業局	退耕還林還草工程 (傾斜度 25 度以上 の耕地で深刻な水 土流出地) 2000 年森林法実施条 例・退耕還林条 例 2003 年 1 月	(適応なし)	急傾斜地の耕地・草地の農・牧民に食糧や補助金を給付して、開墾地・牧草地を元の森林や草地に戻す。水土流出に影響のない範囲での観光利用・開発は可。	2001 年、「關於保護生態環境實行禁牧的命令」より禁牧	(適応なし)	(適応なし)	
国 務 院 水 行 政 部 主 管 部 門	水土保持法 (1991 年 6 月 29 日通過) (傾斜度 25 度以上 土地と 5 度以上の 荒地の農業禁止)	(適応なし)	水土流出の予防と治理、水土資源の保護と合理的な利用 (第 1 条) 水土流出に影響のない範囲での観光利用・開発は可。	水土流出重点防治区は 2001 年、「關於保護生態環境實行禁牧的命令」より禁牧	(適応なし)	第 14 条で対象地の開墾禁止。第 20 条で対象地の鉱石採取、土砂石の採取禁止	
国 務 院 林 業 行 政 部 主 管 部	防沙治沙法 (2002 年 1 月 1 日施行) 第 1 条 土地の沙漠 化した土地の治 理、生態安全の維 持と保護、經濟と 社会の持続可能な 發展の促進	第 22 条 沙化土 地の封禁保護区 における植被環 境破壞活動の一 切禁止。同範囲内 への住民の移住 禁止	「第 1 条 保護、經濟と社会の可持続發展の促進」「第 4 条 地方政府は対象地に適切な防沙治沙措置をとり、生態質量に責任をもつ」 「第 20 条 対象地周辺の開墾地や生態生産不良地での退耕還林の促進」	「第 18 条 農牧庁による草原の状況に応じた飼育頭数等の指導の義務」「防沙治沙治理区」は 2001 年省命令より禁牧	(適応なし)	「第 20 条 周辺での林地や草原の開墾禁止」「第 12 条 防沙治沙計畫の確定」「第 14 条 沙化情況進行監測実施」	
農牧庁	草原法 (2003 年 3 月 1 日施行)	草原自然保護区 (第 43 条珍奇瀕 危野生動植物分 布区、国家指定種 群落地)	沙地化、塩化・アルカリ化、石漠化など劣化草地は生態環境を改善し、生物多様性を維持しながら、合理的に利用する (第 1、47 条)。	2001 年省命令より禁牧	(適応なし)	第 46 条で水土流出や沙化傾向のある劣化草地の開墾の禁止	
環 境 保 護 局	環境保護法 (1989 年公布) 生活環境 と生態環境の保護 と改善	(適応なし)	「第 16 条 地方政府は対象地の環境質量に責任をもつ」「第 18 条保護区内に汚染を出す建物建設の禁止」「第 19 条 自然資源を開発利用する際には必ず生態環境保護の措置を施す」「都市計画における適切な保護と環境改善 (第 22、23 条)」			を出す建物建設の禁止	
建設部	土地管理法 (1999 年 1 月施行) 第 1 条 土地資源の保 護、開発、社会經 濟の持続可能な發 展の促進	(適応なし)	「第 31 条 国家は耕地を保護する。非耕地への転換は厳格に抑制する。」「第 39 条 未開墾地に対して、環境破壊的な森林、草原、湖畔や河川の湿地などを開墾し、耕地化することの禁止。生態環境回復のための計画地では、退耕還林、環牧、環湖などの段取りに十分に配慮する。」			「第 36 条 耕地に家の建設、砂、石、鉱石、土などの採取の禁止」	

6.1.2 環境保全管理計画

(1) 環西寧圏の環境保全管理基本計画

環西寧圏の観光開発ゾーニングにより、環境保全ゾーニングの 10 区分を表 6.1.5 に示すように「自然保護地域」、「限定利用地域」、「開発優先地域」の 3 区分に取りまとめ、将来の本圏域における観光開発・利用管理の基本方針を示した。このゾーニングの 3 区分では、「自然保護地域」が既存の自然保護区条例で厳正保護区に位置付けられる核心区と緩衝区約 14.8 万 ha、「開発優先地域」が大規模かつ面的な地形改変が行われた耕地保全地区と既存市街地の 36.5 万 ha、「限定利用地域」が保全の対象となる 6 区分 666.1 万 ha で、地域面積の 90%以上を占める。

自然資源を活用した観光開発で問題となるのは、圏域の大部分を占める「限定利用地域」である。「限定利用地域」は、資源劣化の状況から「現状の保全的観光利用が可能な地域」と「現状のままでは観光利用ができない地域」に 2 分される。現状の保全的観光利用が可能な地域は、環境保全ゾーニングの②森林保全地区、③草地保全地区、⑥植被再生困難地区、⑩水面等の地域で、圏域面積の 57.5%を占める。これらの地域は、生態環境が安定した緑豊かな森林や草地、丹霞地形や高山山頂の万年雪、湖や大河などの水面など、各々が地域を代表するような景観を呈し、観光開発上の重要な潜在的観光資源である。

一方、現状のままでは観光利用できない地域は、⑦植被再生地区（傾斜地）、⑧植被再生地区（平坦地）、⑨荒漠地区で環西寧圏の 35.0%を占める。これらの地区では、観光開発や利用の前に既定の植被の再生事業を実施して生態系の回復が必要である。

表 6.1.5 観光開発ゾーニングにおけるゾーン区分と各地区との関係

ゾーン区分	摘要	地区
自然保護地域 14.8 万 ha 2.1%	厳正保護、IUCN カテゴリーのコアゾーン	①厳正保護地区（核心区、緩衝区） (2.1%)
限定利用地域 666.1 万 ha 92.6%	広義の IUCN カテゴリーのバッファゾーン	現状の保全的利用で観光利用が可能な地域 (57.5%)：②森林保全地区、③草地保全地区、 ⑥植被再生困難地区、⑩水面
		現状のままでは観光利用ができない地域 (35.0%)： ⑦植被再生地区（傾斜地）、⑧植被再生地区（平坦地）、⑨荒漠地区
開発優先地域 38.5 万 ha 5.4%	管理計画に基づいた土地利用を許す地域	④耕地保全地区、⑤既存市街地区 (5.4%)

出所 JICA 調査団

環境ゾーニングにおける 10 地区ごとの区分基準と環境管理方針を表 6.1.6 に整理する。

表 6.1.6 環西寧圈を地区別、利用段階別にみた環境管理方針

ゾーニング区分		区分基準	厳正保護	保 全			開 発
観光開発	環境			観光利用	点開発	放牧	
保護	① 厳正保護地区	自然保護区核心区、緩衝区	希少種及び生態系	禁止	禁止	禁止	禁止
保全	② 森林保全地区	鬱閉率 20%以上優良森林	適用なし	森林資源の保全を条件に森林観光などの利用と点開発を認める。		禁止 2001年青海省命令	禁止
	③ 草地保全地区	植被率 80%以上優良草地	適用なし	草地の現況維持を条件に、草地の利用と点開発を認める。			大規模・面開発禁止
	⑥ 植被再生困難地区	植被の少ない沙地、丹霞、黄河沿い連山等	適用なし	水土流出や固有の自然景観の保全を条件に観光利用や点的観光開発を認める。		風景名勝区内は禁止、草地回復範囲内での放牧密度管理	禁止
	⑦ 植被再生地区（傾斜地）	植被率 50 - 80% 退耕還林還草など緑化プロジェクトの対象地	適用なし	水土流出保持と安全への配慮を条件に利用を認める。	退耕還林還草プロジェクトを優先。十分な環境配慮を条件に点開発を認める。	退耕還林還草プロジェクト対象地内は2001年省令で禁止	大規模・面開発禁止
	⑧ 植被再生地区（平坦地）	同上	適用なし	同上	同上	休牧措置等 草地・林地の植生回復	大規模・面開発禁止
	⑨ 荒漠地	植被率 50%未満の荒漠地	適用なし	安全への配慮を条件に利用を認める。	環境・安全への配慮を条件に開発を認める。	放牧不適	大規模・面開発禁止
	⑩ 水面	水面	適用なし	水質保全を条件に水面利用を認める。	水質・水量保全を条件に点開発を認める。	適用なし	禁止
開発	④ 耕地保全地区	植被率 80%以上優良耕地	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	土地管理法第 31 条の耕地の用途変更規制下、環境汚染対策を条件に開発を認める。
	⑤ 既存市街地区	既存都市計画区、工場地区等	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	都市計画法の下、環境汚染対策を条件に開発を認める。

(2) 保護ゾーン

観光開発ゾーニングの保護ゾーンは、環境ゾーニングの厳正保護地区のみが対象で、ゾーン内での生態保護のための研究・調査以外の総ての利用と開発行為を禁止する。

厳正保護地区（環西寧圏の2.1%）

国務院が指定した自然保護区の核心区と緩衝区 14.9 万 ha では、法規に従って貴重な自然資源と生態環境を厳正に保護する。

(3) 保全ゾーン

観光開発ゾーニングの保全ゾーンには環境ゾーニングの 7 地区が含まれ、合計面積が約 666 万 ha で圏域の 92.6%を占める。当ゾーンにおける観光利用や点的な観光施設開発、放牧に対する環境保全のための規制は、環境ゾーニングの 7 地区それぞれの環境条件や保全対象が異なるため、以下のように規制内容も地区ごとに異なる。

森林保全地区（環西寧圏の6.7%）

森林保全地区は、環西寧圏の森林 73.1 万 ha から鬱閉率（樹冠率）20%以上（FAO・国際食糧農業機構では近年 10%に変更）の森林 48.3 万 ha を対象に、森林資源保全を条件に観光利用及び小規模観光施設開発を認める。

省林業局データにおける環西寧圏の森林資源は、表 6.1.7 に示すように、鬱閉率 20%未満の疎林を含めても 73.1 万 ha しかなく、その内の大半 68.6%が灌木林となっている。よって、26.1%の高木林（有林地）を含む当地区の既存林を保全しつつ充実させる。

表 6.1.7 環西寧圏の森林資源管理計画での面積

（単位：万 ha、（ ）内の数字は割合）

	国有林場	国有林場外部	総合計
有林地	15.8 (31.7%)	3.3 (14.2%)	19.1 (26.1%)
灌木林地	32.3 (64.7%)	17.8 (76.7%)	50.1 (68.6%)
未成林造林地	1.8 (3.6%)	2.1 (9.1%)	3.9 (5.3%)
合計	49.9	23.2	73.1

出所 青海省林業局：天然林資源保護工程青海省实施方案（2001年8月）

草地保全地区（環西寧圏の35.8%）

草地保全地区 257.8 万 ha は、植被率 80%以上の良好な草地で生態的にも安定している。当地区では、省農牧庁の草地生産性の範囲内での放牧の継続、草地保全を条件とする観光利用や点的観光施設開発を認め、地区の社会経済の発展に寄与する。

植被再生困難地区（環西寧圏の9.6%）

植被再生困難地区約 68.8 万 ha は、砂地、急傾斜地、裸岩、高山の山頂部、丹霞地形、黄河本流沿いの山など、植被が少なく（植被率 50%未満）再生が困難とされる所である。一方、これらの珍しい景観の自然景観探勝やスポーツ・レクリエーション利用など、潜在的な観光利用・開発が期待される地区でもある。期待される観光利用や点開発については、水土流出や固有の自然景観の保全を条件に認める。放牧についても、省農牧庁の研究によ

る草地の生産性の範囲内での放牧密度管理を条件に認めるが、風景名勝区内での放牧は禁止する。

植被再生地区（傾斜地）（環西寧圏の24.0%）

当地区は、傾斜度5度以上で植被率が50 - 80%の約172.8万haの地域が対象とされ、既定の退耕還林還草、水土保持、沙地緑化などの緑化プロジェクトを計画的に実施し、植被を再生する。当地区内での観光利用や点的な観光施設開発は、水土流出保持や周辺環境への配慮、安全確保への配慮を条件に認める。当地区内での放牧は、急傾斜地で上記プロジェクトの対象地内において2001年の省令に基づき禁止し、緩傾斜地では過放牧対策・規制の下に頭数（密度）制限、休牧、禁牧などの措置を講じる。

植被再生地区（平坦地）（環西寧圏の5.1%）

当地区は、傾斜度が5度未満の平坦地で、植被率が50 - 80%と低い地域約37万haが対象であり、過放牧対策を導入しつつ草地・林地の植生の回復を進める。地区内での観光利用や点的な観光施設開発は、上記の傾斜地と同様の条件のもとに容認する。放牧利用については、地区内草地の深刻な植被劣化が過放牧に起因するものであるため、省農牧庁の研究による草地の生産性の範囲内での放牧頭数（密度）制限や休牧、禁牧などの措置を導入し、植被の再生を図る。

荒漠地区（環西寧圏の5.9%）

当地区は、沙漠化の進行する傾斜度5度未満の平坦地で植被率が50%未満の約42.4万haが対象であり、不適切な開発利用を継続的に監視する。地区内での観光利用と点的な観光施設開発については、安全性の確保や周辺環境への配慮を条件に認める。地区内での放牧は植被が50%未満と低いため、十全な過放牧対策と規制を講じる。

水面（環西寧圏の5.4%）

水面は、青海湖をはじめとする湖沼や黄河などの河川、約38.8万haが対象とされ、水質を含む水資源の保全と同時に、生態系の保全の継続的な監視の対象である。水資源、及び水面の大規模な開発を禁止する一方、水質保全に配慮した水面の観光利用や水辺の点的な船着場などの観光施設整備については、水質・水資源の保全と生態系保全への配慮を条件に認める。また、水資源と生態系の継続的な管理・監視を実施する。

(4) 開発ゾーン

観光開発ゾーニングの開発ゾーンには、環境ゾーニングの耕地保全地区と既存市街地区の2地区が含まれ、合計面積が約38.5万haで全体の5.4%を占める。これら両地区は、圃場の整備や市街地開発によって地形が大規模に改変されており、自然環境保全の対象とはならないが、耕地の保全や都市環境の保全などに関する法規制の下に、観光を始めとする各分野の開発が必要である。

耕地保全地区（環西寧圏の5.0%）

当地区は植被率 80%以上の緑豊かな農地・農村約 36.3 万 ha が対象で、農耕という人為が集中して投下されつつも優良な植被条件を維持してきているため、現状維持と管理を実施する。当地区は豊かな緑の景観を利用し、農村観光や大規模市街地開発が可能であるが、これらは土地管理法第 31 条の「耕地の用途変更規制」や適切な環境汚染対策などの条件のもとに認められる。

既存市街地区（環西寧圏の0.3%）

当地区は大規模な市街地開発の進む約 2.2 万 ha が対象で、保護や保全を要する自然環境資源がなく、観光開発はもとより面的開発が可能な地区である。都市計画関連の法規制や環境汚染規制などの下にこれらの開発が認められる。

表 6.1.8 10 地区の主な分布域と特徴

地区	主な分布地域
①厳正保護地区	青海湖自然保護区と孟達自然保護区の核心区と緩衝区
②森林保全地区	集中地区：互助東北部（北山森林公園）、門源南東部（仙米森林公園南部） 散在地区：大通北部、湟水谷南部の県境山地（湟中、平安、楽都、民和）、尖扎カンブラ、循化、同仁南部の山地
③草地保全地区	大通河流域（祁連、門源県）、青海湖周辺（剛察中央部、海晏）、青海湖南岸部（共和）、同仁
④耕地保全地区	門源県都周辺、大通南部、互助中央部、湟中中央部、西寧西部
⑤既存市街地区	西寧など湟水谷の都市、各県都
⑥植被再生困難地区	高山（祁連、門源、海晏の県境、州境界部、剛察北部）、沙地（青海湖の沙島、共和東部の沙地）、丹霞地形（カンブラ）、黄河本流沿いの連山（貴徳、尖扎、化隆、循化）
⑦植被再生地区（傾斜地）	乾燥による荒漠化：共和、貴徳の山地 過放牧・耕作・伐採：湟水谷（西寧、平安、楽都、民和）と黄河本流・支流（隆務河）周辺（貴徳、尖扎、化隆、循化） 北部山地の過放牧：海北州 4 県（祁連、門源、剛察、海晏）
⑧植被再生地区（平坦地）	乾燥と過放牧：青海湖北岸（剛察）から東岸の沙島周辺（海晏、共和）、貴徳、尖扎 歴史的な過剰利用：西寧、楽都、平安
⑨荒漠地区	乾燥による沙漠化：共和県
⑩水面	青海湖（剛察県、海晏県、共和県）

地域的な特徴として、長い歴史的な過剰利用（過放牧、過剰伐採、過剰耕作）による生態環境の劣化は湟水谷の地域で顕著に見られる。黄河本流地域では、歴史的な過剰利用に加えて乾燥や脆い土壌条件による生態的な劣化が進行している。海北州 4 県では、放牧が寒冷な高山地帯にまで及び、劣化草場が高山にまで分布している。そして、厳しい乾燥気候は、共和県などにおいて荒漠化を進める一因となっている。その上、季節的な放牧草地の配分が不適切であるため、剛察県などの集落周辺においても植生の劣化した平坦地が分布する。

(5) 環境対策の提案

保全ゾーンにおける 7 地区の環境保全のために提案した、劣化した植被再生策としての過放牧対策、青海湖の水質管理、環境汚染防止策を提案する。

過放牧対策：頭数制限による劣化した植被の再生

環西寧圏の観光開発と環境保全における重要な課題として、過放牧によって劣化した草地の植被の再生があげられる。「3.2.1 自然環境保全課題」で述べているように、青海省農牧庁は、省内各県各地を綿密に調査して草生産量を算出し、その生産性の範囲内での持続可能な放牧密度（面積／羊）を 1988 年に公表した。これを根拠として、2004 年の放牧実数と持続可能な理論値を ha 当たりの密度で示したのが表 6.1.9 である。これらのデータを基に、環西寧圏の観光地における植被再生のための頭数制限計画を立てることができる。Box 6.1.1 に、その計画例を示す。

表 6.1.9 環西寧圏各地の理論と実際の家畜飼育密度

地域	理論値			実数（2004 年）	
	理論飼育容量 （羊）	草地面積/1 羊 （ha/羊）	飼育密度 （羊/ha）	実数/ 理論値	飼育密度 （羊/ha）
全省	3,625.45	0.87	1.15	96.9%	1.11
西寧	22.59	0.73	1.37	353.3%	4.84
海東	121.03	0.78	1.28	231.2%	2.96
海北	258.81	0.92	1.09	190.6%	2.07
黄南	322.17	0.49	2.04	116.6%	2.38
海南	370.87	0.91	1.10	178.4%	1.96
他	2,529.98	0.91	1.10	52.9%	0.58

出所 JICA 調査団

Box 6.1.1 日月山の草地保全

日月山の草地回復のための過放牧対策：頭数制限

日月山（海拔 3,520m）は、湟源県（西寧市）と共和県（海南チベット族自治州）との境界に位置している。観光開発ゾーニングによる日月山山頂周辺は、良好な「草地保全地区」、劣化が始まった「植被再生地区」、劣化が進んだ「荒漠地区」の3ゾーンが取り巻いている。

青海省では、2001年の禁牧命令10項目に「旅遊景觀区」を含めており、日月山山頂周辺を「旅遊景觀区」に指定して禁牧地区にすることも可能であるが、緑豊かな草原の放牧風景は潜在的な観光資源でもあり、ここでは持続可能な放牧密度の理論値まで放牧頭数を制限する方法を取り入れたモデル過放牧対策を提案する。

頭数制限根拠

- 放牧密度規制
 - 仮定：日月山の過放牧が西寧市や海南チベット族自治州と同程度とする。
 - 目標：現況放牧頭数を、草地が持続的に再生する理論値まで減少させる。
 - 西寧市側：現在の羊 4.84 頭/ha から理論値の羊 1.37 頭/ha まで、頭数を 28% に制限
 - 海南チベット族自治州側：現在の羊頭 1.96/ha から理論値の羊頭 1.10/ha まで、頭数を 56% に制限
- 各家畜の牧草消費量
 - 羊単位の牧草消費：青海省では1羊頭平均1日4kgの新鮮な草を飼料
 - 山羊1頭=0.8羊単位（3.2kg）、ヤク1頭=4羊単位（16kg）、牛1頭=5羊単位（20kg）、馬1頭=6羊単位（24kg）
- 調整：専門家が現地で精査して決定
 - 頭数制限密度を補正
 - 草地の劣化程度に応じて部分的な休牧、禁牧措置を適用

「日月山観光環境管理事業体（仮称）」の運営

日月山における植被再生のため、大幅な頭数制限を実施するには、地元社会と行政組織による観光環境管理事業体の設立が有効である。事業体は、日月山から眺望範囲内に放牧権を所有する農牧民を雇用し、目標頭数への自主制限と監視を実施する。農牧民は頭数制限による減収分を事業体からの給与で補填し、給与の予算は政府の植被再生モニタリング事業で賄う。事業体は、近隣の道路の維持・管理、植被再生プロジェクトの作業なども積極的に請け負い、経営体力を強化する。

青海湖の水質管理

中国大陸内陸部の塩湖に共通する問題であるが、青海湖の水位も徐々に低下し、その傾向が継続している。厳しい乾燥により、青海湖の湖水の塩分は1962年12.49g/Lから2005年16g/L（海水は35g/L）のように濃縮が続いている。このように、内陸湖で流出河川のない青海湖は、排水・排油・ゴミ等による汚染の影響を受けやすい。

本調査で実施した 2005 年 6 月と 10 月の水質調査の結果、総窒素（環境質量標準のⅢ-Ⅳ類）、総リン（同Ⅲ類）、大腸菌数（同Ⅲ類）などの項目が、国家級自然保護区として必要なⅠ類の基準を超えていた⁶。激しい蒸散と降水量の低下だけでなく、国家級自然保護区内で禁止されている集水域内の農場、牧場、鉱山、集落や市街地から無処理の産業排水や生活汚水などが流入していること、また過放牧に伴う影響が水質汚染の原因と見られている。水質調査は、省水資源庁や中国科学院などの所管・関係機関が経年的に調査を実施してきた。今後、青海湖の水質モニタリング機能の拡充に向け、調査の継続とデータの公開・共有化と同時に管理組織である省環境保全局の機能強化が必要となっている。

表 6.1.10 類別の地表水水域環境の機能と保護目標

分類	機能と保護目標
Ⅰ類	主要水源地、国家級自然保護区
Ⅱ類	生活飲料水水源地一級保護区、魚・エビ類産卵場、稚幼魚の餌場等
Ⅲ類	生活飲料水水源地二級保護区、魚・エビ類越冬場、水産養殖区、水泳区
Ⅳ類	一般工業用水区、人体非直接の娯楽用水区
Ⅴ類	農業用水区、及び一般景観要求水域

観光産業における汚染対策、下水処理の実施と徹底

青海湖の湖上交通は、観光遊覧を兼ねた水上交通として活用されている。実験区や緩衝区の自然生態への影響のないルート整備、栈橋などの付帯的施設・設備の整備に合わせ、舟艇の更新や遊覧サービスの向上・改善が必要となっている。青海湖では、水質汚染対策の効果的な実施が困難な環境にあるため、舟艇上で発生する全ての排水・排油・ゴミなどの廃棄物は船着場で収集して地上の施設で総て処理し、処理水も湖に排水せず植栽用に再利用する。青海湖周辺の市街地や集落の生活排水も湖へ放水することが禁じられており、現在、広域下水道システムとゴミ処理システムの整備が急がれている。広域下水道の処理水についても、牧草地や耕地への散水・再利用システムの整備が不可欠である。

6.1.3 環境保全と観光振興の融合

環境保全と観光振興の融合として、下記の 2 つについて示す。

- 観光地における環境管理組織の設立
- 地元社会の観光参画を促進する「農村観光」「農家楽」支援

観光地における環境管理組織の設立

• 地域社会との共存、雇用の創出

環西寧圏での持続可能な観光開発の推進には、観光地周辺の劣化草地の植被再生、良好な森林・草地の保全と管理が不可欠である。管理対象地域の草地や自然環境に直接関係する地元の郷組織や牧民組合などが主体となって、環境管理や観光開発に関連する行政組織と連携し、地域の環境管理に当たる組織を設立することが期待される。管理組織は、観光客からの入場料管理、政府の自然保護プロジェクトの実施監理、生態環境モニタリング作

⁶ 詳細なデータ等は「付録 5 自然環境調査」を参照。

業の実施などを分担し、収益事業を確保する。これら組織の設立は、地元の雇用創出にもつながる。

● 清潔で心地よい観光地の整備

環境管理組織の職員は地域の自然環境を熟知し、観光客に自然生態の魅力を直接紹介するガイドやネイチャーインタプリターなど、収益性の高い観光への参画事業を組み込む。地元雇用の職員は、これらの観光参画事業を通して自然環境の魅力、豊かさなどの情報を常時観光客に提供しつつ、自然に触れ合うことの楽しみや喜びを観光客と共有することになる。同時に、観光スポット内外の美化、清掃、植栽の管理などの作業は、観光客の印象や満足度を左右する重要な管理組織の業務である。

● 部門間の有機的連関

管理組織は表 6.1.11 に示す 4 部門から構成する。地域の環境保全活動が地域経済へ新たな観光収入をもたらすという地域振興策とするには、これら 4 部門の有機的な連携により、観光客への質の高いサービスの提供と観光地環境を充実する。また、地元の自然環境や生態への理解に根ざした質の高いサービスは、観光客からの信頼と共感を得て、地区の生態観光そのものの質を高めると同時に安定した自立的観光への展開の可能性を生む。

表 6.1.11 環境管理事業部門と業務内容

環境管理事業部門	業務内容
生態観光	ツアー・ガイド、自然説明、観光エリアの風致管理、施設・駐車場の維持・管理、キオスク・土産物店運営
生態環境管理	樹木・植被・野生生物の管理
環境汚染対策	清掃、ゴミ処理、下水処理
環境教育その他	地域の児童、小中学生、青年、農牧民、観光客への環境情報提供や生態環境保全に関する啓発

● インセンティブとしての観光事業への参画

管理組織の事業は、観光関連の公園整備や土木作業、生態観光サービス関係の土産物販売など多様な業務があり、観光部門への参入によって収入増加の道が開け、本人の努力次第でより一層の拡大が可能であることを認識させることにより、地元住民による環境保全・頭数削減と観光参画が促進される。これらがインセンティブ認知されることで、観光地の周囲が緑豊かな放牧草地に回復するだけでなく、観光スポットしてもより高い水準に整備される可能性が高くなる。

● モニタリング業務項目の設定

管理組織は、植被再生計画のもとに以下の項目をモニタリングするよう提案する。

- 雇用牧民各自の頭数制限の遵守状況
- 植被再生目標を前倒し達成した牧民へのボーナスの支給
- 雇用牧民への環境管理作業の配分
- 観光事業への雇用・参画の指導と成果

日本で多面的な観光地の環境管理を実施している団体として、財団法人自然公園財団がある。同財団の収益は、自然公園の駐車料金、宿泊施設、野生動植物の保護管理事業などからなり、作業員は地元から雇用している。同財団の事業は、公園施設の維持・管理、自然環境の保全管理、生態観光の3部門から構成されている。主要な業務は、公園施設の維持・管理事業で、施設の維持・補修、公園の清掃、トイレの清掃、駐車場の管理などである。同財団の事業紹介では「美しい自然環境を期待する観光客への重要なサービスは、自然公園の美化、清掃にある。」とされ、清掃・美化に重点をおいている。

表 6.1.12 財団法人自然公園財団の業務内容

事業部門	業務項目	具体的な業務内容
公園施設の 維持管理事業	公園施設の メンテナンス	遊歩道の整備、管理：危険な倒木の処理、木道等の補修、案内標識の作製・設置、沿道植生管理、植生復元
	公園の清掃	公園の美観を維持するための清掃、ゴミ拾い、ゴミの回収、ゴミの分別
	公衆トイレ の清掃・管理	公衆トイレの清掃、トイレ内部の細かい所のブラシ掛け、便器の丁寧な雑巾掛け
	駐車場の管理	駐車ライン引き、車止めの木馬を手作り、駐車場での案内
自然環境の 保全管理事業	自然物の保全	水や温泉、地質、岩石、景観などの保全
	生態系保全	野生動植物の保護管理
生態観光事業	自然解説	自然の美しい小道での自然解説、ガイドマップ等の配布

出所 JICA 調査団

農村観光「農家楽」の確立

農家楽は食事付きの民宿で、大通回族土族自治州、門源回族自治区、互助土族自治州、貴徳県、循化サラ族自治州など各県で急増し、農家の伝統的な家庭料理をとり、宿泊することができる。伝統的な農家建築は外部を土塼や土壁で囲まれ、中庭を中心に周囲をテラスが取り巻き、テラスに沿って居室が並び、居室・テラス・中庭のいずれでも食事を取れるゆったりとした内部空間をもっている。このような農牧民による自然発生的な小規模な観光事業にも、県政府や県旅遊局などによる衛生状況や施設整備への監督・認可制度が適用されているが、その実態は一般的な指導で終わっている。

各地の農家楽の水準を高めるには、専門家による適切な相談、助言、指導を行うコンサルティング制度の導入が必要である。また、個々に一定していない農家楽の経営・サービス水準を高めるには、郷や村落ごとに「農家楽組合」や「農村観光組合」などを組織し、集団として相互に情報交換し、切磋琢磨しあう活力ある事業体として農村観光を先導・定着していく必要がある。同時に、これら組合単位での市場開発・宣伝活動や予約システムを導入することにより、安定した客の確保・増加が期待される。省・州・県の旅遊局は農家楽を指導・支援して組合を組織し、各観光地の農家楽の水準向上を図ると共に、農家楽の認可基準を策定・適用して低質な農家楽の乱立を防ぐなど、組合の創設、農家楽認可制度、指導システムなどを確立する必要がある。

まとめ（環境保全と観光開発の融合策）

環西寧圏の広大な緑の草原が、羊、山羊、ヤクの放牧とその踏み跡で劣化し、土壌浸食が進む状況を観光開発ゾーニング・マップで植被再生地区として示した。植被再生・草原環境保全のための放牧頭数削減事業も観光開発事業と組み合わせることで、農牧民の生活の糧を確保しつつ、牧草・自然環境を再生できる観光・環境の融合した保全・開発策が求められる。また、観光サーキットの各ルート沿いに植被再生を図ることにより、観光プロダクトの質の向上だけでなく、地元社会による休憩・展望スポットにおける観光産業の振興拠点の形成、生態観光スポットや農村観光スポットの創設など、地域に雇用を生み出すことができる。また、これは地元社会・農牧民による生態観光への活力ある参画の萌芽となる。環境保全と観光開発の融合策には、地元社会・住民が中心となる保全と開発事業の一元的な展開が肝要となるため、郷や村落などの地縁的な単位で農牧民組合などの組織を設立し、省人民政府や地元自治体の関係機関と連携しつつ、草地・自然環境の再生事業や観光開発への参画を実施、及び調整する。同様に、農村観光組合や農家楽組合などの同業者組合を設立し、質の高い観光開発を推進する。

6.2 環境社会配慮計画

6.2.1 初期環境調査（IEE）

本調査では、計画策定の初期段階でスコーピングを行い、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づいて初期環境調査（IEE：Initial Environmental Examination）レベルでの環境社会配慮調査を実施した。

マスタープランの策定において、本調査で特定した 41 の重点開発地区の中から選定する 14 の優先候補地区（主要観光整備拠点）は、上記 IEE レベルでの環境社会配慮調査結果を踏まえ、開発プロジェクトによる環境への大きな悪影響が想定されない地区、または必要な緩和策の実施により環境への大きな悪影響を防止できると想定される地区とした（主要観光整備拠点のその他の選定条件、及び選定過程は第 8 章にて記載する）。第 13 章では、14 の主要観光整備拠点から 3 つの優先プロジェクトを選定するが、これらの優先開発地区に関しては、スコーピング結果、環境への悪影響防止・軽減策やゼロ・オプションの検討について、第 14 章から第 16 章にて地区別に詳しく記載する。

ここでは、マスタープラン策定の際に求められる環境社会配慮事項を項目ごとに整理する（表 6.2.1）。

表 6.2.1 環境社会配慮事項

項目	内容
住民移転	青海省では、砂漠化や草地劣化に係る貧困対策や道路整備事業などで住民移転が行われている。環西寧圏における面的なリゾート開発では、地場産業振興や雇用機会創出と同時に、住民移転の規模を縮小し、住民の意向や生活を重視した移転計画が必要である。
経済活動	地方部では、伝統・基幹産業である放牧が草地の再生能力を超え、草地劣化や砂漠化が進行して所得が停滞し、観光を通じた雇用機会創出や地場産業振興に大きな期待が寄せられている。観光プロダクト・施設の開発計画と同時に、雇用促進と観光関連産業への参画に向けた人材開発・育成計画が必要となる。

項目	内容
少数民族	環西寧圏では、湟水谷の都市部を除くほとんどの地域が少数民族地区であるが、生活や教育の近代化が浸透し、一時期は民族的な文化活動も制約され、少数民族固有の伝統・生活文化の停滞・劣化が危惧される。各少数民族の祭事や宗教行事、伝統工芸・芸能の再生・復活を支援する人材開発・育成策と共に、各民族の歴史や風土への理解を高める支援策の検討が必要である。
交通・生活施設	環西寧圏では、道路を中心とする急速なインフラ整備に伴う沿道の自然環境劣化や安全性が危惧される。今後、道路開削工事に対する沿道の自然環境の再生、路盤・法面の改善・安定化事業による安全性確保などが必要となる。
地域分断	地域を分断する観光開発に留意が必要である（現時点ではそのような大規模・集中開発はない）。
組織等社会構造	地方部は、少数民族による伝統的な農牧業を中心とする社会構造であるが、生活の近代化や貨幣経済の浸透により、徐々に流通業を始めとする第3次産業が増加し、観光開発による大きなサービス産業振興による地域構造への影響が危惧される。地域の産業構造転換が公平な機会均等の下に進められるよう、人材の開発・育成策が必要である。
遺跡・文化財	環西寧圏は中原と西方文化の境界部に位置し、有史以前も含め遺跡が多数残存するが、柳湾など考古調査の進む遺跡は限られ、ほとんどが未調査で盗掘などの被害や不適切な利用が危惧される。少数民族などの文化遺産は、変革期に多くの寺院が破壊されて再建途上にあるが、中には破壊をまぬがれ老朽化し、観光開発による落書きや損傷が危惧される。歴史遺産の考古調査と利用計画が必要であり、伝統的文化遺産の保護・補修事業に合わせた適切な活用計画の立案も必要である。
水利権・入会権	青海湖での漁業は、乱獲により資源が枯渇し、禁漁に指定された（湖の南東端にある漁場地区住民は、移転または水上交通業などに転業）。草地の生産性の低い山岳部は畜産計画の対象から外れ、現在も村落やコミュニティ単位の入会草地が多い。入会草地は急峻な山岳斜面に多く、特徴的な景観を有する一方で、畜産計画の対象地以上に過放牧による草地の劣化が進行し、草地回復が期待される。また、観光施設開発や観光利用による劣化の入会権資産への影響が危惧される。
保健衛生	地方では給水施設が未整備な所が多く、水の消費量と汚水の発生量が極めて少なく下水道整備の必要性が低い。一方、地方部でも流通業と貨幣経済が浸透してプラスチック・ゴミを含む生活ごみの発生量が増加している。観光開発に伴うゴミと汚水発生量の増加と共に、未整備な給水に伴う観光への影響など、衛生環境の悪化が危惧される。観光開発に必要な衛生的な上水施設と同時に、衛生的なトイレの整備と排水基準に適応する污水处理施設の整備、ゴミの収集・処理システムの整備が必要である。観光地区の保健衛生環境保持の視点から、これらの整備には地元集落を含めて検討する事が必要である。
廃棄物	徐々に増加する生活ゴミに加え、観光開発による施設時の廃棄物や残土、運営に伴う廃棄物の影響が危惧される。地方部におけるゴミの収集システムの整備や衛生的なゴミ処分場の整備・運営が必要である。また、生活ゴミ対策として、環境教育によるゴミの分別や再利用等を含む発生量の低減が必要である。
災害	不適切な道路整備に伴う路盤の滑落や切土裏面の落石などの発生、及び二次災害としての交通事故などに観光客や地元住民が遭遇する危険性がある。新設道路等における盛土区間の路盤の安定、切土区間の法面の安定、落石防止などの事業の実施、安全性の監視と交通管理対策が必要である。
地形・地質	黄河沿いや湟水谷は脆い砂泥の堆積層が厚く、観光開発などによる大規模な地形の改変や過放牧に伴う地被の劣化・喪失の地形への影響が危惧される。観光

項目	内容
	施設開発に際しては、地表を植栽、ないしは人口構造物や舗装材で覆い、適切な雨水排水処理で風食・水食被害を軽減する事が必要である。牧草地に関しては、過放牧対策の実施、実施に伴う減収を代替する新たな雇用創出や地場産業振興策が必要となる。
土壌浸食	同上
地下水	環西寧圏は内陸高地の乾燥地気候で冬季の積雪量も比較的少なく、通年的に表流水のある河川や淡水湖に限られ、黄河・湟水・大通川などの大河川から離れた地区の観光開発は地下水資源に依存することになり、水資源の有無と水量によって開発が左右される。周辺地区における地下水利用の状況を事前に調査すると共に、既存調査結果を収集して水資源開発の可能性と影響を検討する必要がある。既存情報がない場合には科学的な資源調査が必要となる。
湖沼	環西寧圏には自然の塩湖や大河川のダム湖が多数あり、沿岸部や水上交通の船からの汚水や廃油の流入、ゴミの影響を受けやすく、観光開発に伴う観光施設や観光船の影響が危惧される。また、観光船の船着場などの施設整備による湖岸や湖底の地形への影響も危惧される。国家自然保護区である青海湖への汚水や処理水の排水は禁止されており、観光開発に伴う汚水は処理施設を整備して処理し、水源の限られる乾燥地での修景植栽や周辺草地への灌水源としての再利用が提案される。大河川のダム湖周辺における観光開発においても、国家基準に適応した汚水処理施設の整備と共に、処理水の再利用が求められる。水上交通施設の整備に当たっては、風波や流況を調査し、湖底や湖岸への影響を防止する必要がある。
河川	河川沿岸部での観光開発においても水質への影響が危惧され、湖水と同様の水質保全策の適用が求められる。黄河の河下りが観光プロダクトとして潜在性が高く、船着場の整備に際しては、周辺河岸への影響と同時に安全性の確保や洪水時における施設の保全に配慮した施設整備が必要である。
海岸・海域	内陸地であり、海岸・海域はない。
動植物	環西寧圏では国家級・省級の自然保護区が指定され、希少・重要な動植物が保護・保全されると共に、野生動物保護のために銃砲の所持が禁止された。また、森林公園指定地域では森林資源の保全と活用が図られている。これらの指定地域、及びその外側でも観光開発による希少・重要な動植物への影響が危惧される。本計画で提案する観光開発ゾーニングの施行と同時に、環境保護局と一体となり、また地域社会を含めた環境管理体制の確立に向け、地元住民を対象とする環境セミナーやワークショップを推進し、地域の自然環境への認識を高める事が必要である。
気象	気象変化を引き起こすような大規模な観光開発は計画されていない。
景観	青海湖周辺の塩湖と大草原や黄河流域の丹山・碧水、大通河流域の草原と雪峰など、地区を特徴付ける自然景観があり、ホテルや観光施設の開発による影響が危惧される。観光開発ゾーニングと共に、沿道景観や風土保全のための開発・景観規制の実施が必要である。
大気汚染	大気汚染は湟水谷の都市集積の高い地域で進んでおり、天然ガス利用の促進で改善しているものの、工場からの排ガス対策は十分でなく、今後の観光開発による影響も想定される。湟水谷地区では、観光サーキットの幹線道路における渋滞解消策が求められ、観光バスを始めとする車両の改善・更新も必要である。
水質汚濁	西寧市の一部に都市下水処理施設が整備され、水質汚濁対策が端緒についた所であるが、観光開発による水質汚濁負荷が危惧される。青海湖には流出河川がなく、水域内での農牧業や鉱業の影響に脆弱である。青海湖の集水域では、広域下水道整備事業に合わせて村落移転計画も進められており、地域の産業とな

項目	内容
	る観光開発事業との連携・調整が必要である。また、湖上交通機関の排油は船着場などに収集施設を整備し、適切に処理する必要がある。
土壌汚染	観光開発に伴う直接的な土壌汚染の危険性はないが、ゴミの分別収集を進める必要がある。青海湖 151 基地などの既設・新設の最終処分場には、処分場からの排水の貯留槽の適切な規模を確保する事が必要である。
騒音・振動	観光施設の建設時の騒音・振動、運営時の来訪者数や車両の増加に伴う騒音・振動の影響が危惧される（特に市街地内の歴史・文化観光スポットや野生動物が分布する地方部における夜間の騒音・振動の影響）。昼間・夜間の騒音・振動規制、周辺への騒音を緩和する緩衝植栽帯整備などの対策が必要である。
地盤沈下	地下水揚水による影響は計画管理により防止可能である。
悪臭	観光開発に係る汚水・ゴミの発生・増加による悪臭が危惧される。市街地内や集落周辺における観光施設開発では、ゴミの一時貯留施設や汚水処理施設からの悪臭の拡散防止や緩衝帯整備に配慮すると共に、ゴミの貯留時間を短縮して最終処分場への搬送を頻繁に行う必要がある。

6.2.2 観光開発による社会・経済開発効果

(1) 地元雇用の増加

本調査対象地域には、農牧地域や少数民族地域など多くの「貧困地域」が含まれている。如何に貧困地域の農牧民や少数民族世帯の現金収入を増加させ、「貧困」からの脱却を図るかが観光開発のもう一つの重要な目的である。環西寧圏の観光サーキット、観光・宿泊拠点地区などの開発では、多くの地元農牧民や少数民族を対象とする新たな雇用の創出を見込むと共に、地元社会の観光産業への参画の機会の創出を通じた地場産業振興を目指している。

(2) 協働管理の導入

環西寧圏の観光・宿泊拠点地区などの開発には、環境保全と観光開発の融合に協働管理システムの導入を提案する。協働管理（Co-management）は、地域社会・住民が参加し、政府機関、観光業者、研究機関などが共同して以下のような環境の管理と観光開発を進める方法で、地域が抱える環境や貧困などの様々な問題の連鎖を解く有効な方策となる。

表 6.2.2 協働管理の導入

観光開発の現状・問題	協働管理による解決策
観光開発の本格化が遅れ、地元への利益還元も遅れ、観光プロジェクトへの地元の協力も不足	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの観光開発の意思決定プロセスへの参加、権限と責任の分担 地元社会・住民の観光への参画を支援し、地区の観光と環境への当事者意識を育成
少数民族や地域の伝統的生活文化の劣化、自然資源の劣化	<ul style="list-style-type: none"> 文化大革命以来劣化した民族・地域の伝統的生活文化を再生し、文化的背景を持った自律的観光の育成 同様に、地元住民の伝統文化と自然資源への認識、風土・郷土への帰属意識を育み、風土保全への参加を促進
文化・自然資源の保全機関の財源不足	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの協力による保全活動の実施
不十分な観光サービス	<ul style="list-style-type: none"> 地元住民を対象とする観光参画ワークショップを開催し、観光への理解とサービスの質を向上 域外・省外の観光先進地の観光投資誘致に向け、受け入れ体制を改善

(3) 来訪者との対等な相互交流の推進

環西寧圏の観光開発拠点地区は、閉鎖性が問題となる農牧地域や少数民族が居住地域に位置することが多い。これらの地域では、環境だけでなく観光に対する理解も深め、観光客に対するホスピタリティを向上させるための環境教育・観光教育・啓発プログラムを実施する。ただし、住民は単なる受身的に観光客に仕えるのではなく、歴史・文化や自然を始めとする風土・郷土への誇りを育て、主人が客をもてなす伝統的なホスピタリティを再興し、観光客との対等な相互交流が可能な自律的観光を促進する。

6.3 歴史・文化遺産保全計画

チベットや吐谷渾、中国西域の文化と中華文明の歴史的な接点に位置する青海省には、その長い歴史に培われた歴史・文化・宗教的遺産が多く残されており、それらが集合する大規模な伽藍配置の寺域や周辺の街並み、歴史的建築、民族色豊かな農村風景と集落などが、今も地域住民の生活の中で息づいている。これらの遺産は未来の世代に継承されるべきであり、同時に文化観光資源として活用して地域の社会経済の振興に寄与することが期待されている。また、それらの歴史・文化遺産は、その活用を通して省内外、海外からの来訪者に地域の歴史と文化を紹介し、相互の交流を図る大きな手段ともなる。

これらの歴史・文化遺産の保全は、指定された歴史的な遺跡、建物、宗教施設、各々単体の維持・管理・修復が必要であるだけでなく、それらを取り巻く環境を含めて保全することで、生きた歴史・文化的遺産の保全が図られることとなる。これら周辺環境・風土を含む歴史・文化遺産の保全には、周辺地域社会の市民・住民の遺産に対する理解を深め、また歴史的な街並みや風土保全に対する意識を高め、管理者側だけでなく地域社会、さらには来訪者の一体的な協力による高いレベルでの保全活動が必要である。

6.3.1 伝統的仏教寺院の修復・保全と活用

20世紀中庸の変革期に損壊された施設や老朽化した宗教施設は、地方自治体や民族委員会の要請を受けて、少数民族対策や文化財保護対策の予算で寺院の修復・再建事業が進められている。

著名・大規模仏教寺院の維持管理・運営計画の策定

タール寺や隆務寺等、大規模な伽藍・僧坊が広大な寺域に配置され、歴史・文化的建造物に指定されている著名寺院の維持管理と運営は、基本的に寺院当局が主体となって実施されている。施設の修改築等においては、省民族委員会や文化財保護の側面から文化庁も関与し、歴史的な建設素材を用いた伝統的な建築様式と適切な技術者が用いられるよう適切な予算が配分され、歴史的・宗教的遺産の保護が行われている。一方、これらの著名かつ重要観光スポットにもなっている大規模寺院では、現代化している僧侶の生活空間と来訪者・観光客の参観空間を分離することで歴史的・宗教な空間・環境が保全され、より高いレベルの歴史観光スポットの形成が可能となる。

また、これらの寺院では参拝者だけでなく多くの参観者が訪れ、参観料収入が寺院の維持管理に活用され、地域の飲食・土産品などの観光産業が活況を呈して地元社会にも寄与している。寺院の参観料は、寺院当局、省物価局や省旅遊局との調整のもとに設定されている。以上の状況の下、維持管理・運営計画の策定には、各寺院当局に加え民族委員会、文化庁、旅遊局が協力する計画策定体制の導入が提案される。

● 物理的空間分離

来訪者の動線を明確にするための案内板の設置、僧侶の生活空間を分離するための修景整備

● ソフトな空間分離

一般車・僧侶車両の分離と来訪者空間への乗り入れの禁止、来訪者空間における僧侶の活動を宗教活動に限定（生活空間の分離：特に飲食・携帯電話使用の禁止）

● ガイドの養成

来訪者に対して寺の十分な説明を行うには、宗教知識と各寺院に関する専門知識が必要であり、ガイドとしての専門的な知識・経験も要する。寺院当局と旅遊局は、協同して僧侶のガイド訓練、ガイドの宗教・寺院知識セミナーを実施する。

地方の損壊・廃寺の再建

1985年以降、地方自治体・民族委員会は、地域社会や信者の要請を受けて多数の仏教寺院の再建と宗教活動を支援してきた。しかし、かつては大規模な伽藍群が広い寺域に配置されていた寺院も、損壊以前の状態に戻すための予算を確保できず、大部分が小規模な村の宗教施設の再建にとどまっている。一部の寺では、予算不足と不適切な工事によって短期間で老朽化する寺もある。残念ながら、地方政府が期待する、観光スポットとして活用できる伝統的宗教建築の再建例は極めて少ない。

6.3.2 歴史的遺産の保護・保全と活用（文化庁）

環西寧圏内の歴史的遺産は、楽都県の柳湾遺跡のように彩陶土器文化を持った有史以前の大規模な墳墓群遺跡が東部に広く多数分布している。また、チベット、及び吐谷渾の遺跡が青海湖周辺に点在し、中華文明の大規模な城壁・城址や長城遺跡がかつての中華文明の境界部に当たる大通回族土族自治州から門源回族自治区などに分布している。青海湖や共和県の西部には、有史以前の壁画も残されている。

希少性や重要性、残存状況等の観点から、これらの歴史的遺産は文化庁によって国家級、省級、州級、県級の各レベルに申請・登録されている。これらの内、詳細な考古調査が実施されて保護・保全計画が策定され、事業が実施されたのは彩陶土器で全国的に著名な柳湾遺跡と柳湾彩陶博物館など数が限られている。

また、各観光サーキット関連の自治体では、第十一次五ヵ年計画において自然景観・環境観光を中心に伝統的な民族風情、スポーツ・レクリエーション等の観光地点開発に重点を置いているが、歴史・文化資源を活用した新たな観光地点整備と観光プロダクト化が期待される状況にある。

歴史観光地としての新たな開発が有力視されるのは、青海湖西部のチベット・吐谷渾の城址や壁画等の遺跡、シルクロードの南ルートに沿って点在する中華文明の大規模な城壁・城址等の遺跡で、省外客や外国人客にとっても魅力的な資源をもっている。

これら歴史的遺産を活用するための提案を示す。

- 文化庁による科学的な考古調査を実施して遺跡本体・埋蔵文化財の保護・保全計画を作成する。
- 関係者の参加・合意の下で周辺地区を含む歴史的な風土や景観を保全するための風致保全計画を作成し、遺跡・遺物の保護・修復事業を実施する。
- アクセス道路整備、周辺を含む園路・修景・ベンチ等の整備、遺跡に係わる情報板（複数言語）の設置等の整備事業計画を作成して事業を実施し、運営、維持・管理を行う。

また、遺跡内外の修景や施設の整備計画は、入込客数や平均的な滞在時間によって必要とされる施設の内容や規模が異なる。そのため、文化庁を主体に旅遊局や建設庁との協同による整備計画の策定、事業実施、運営・管理等の体制を確立することが必要である。

6.3.3 歴史的建造物・街区の保全と活用（文化庁）

環西寧圏では、歴史的建造物群や大規模な伽藍配置を持つ広大な寺院等を中心に、歴史的な街並みや風土が形成・維持される地区や地域を保全する事で、生きた歴史・文化教育の場として活用し、また歴史・文化観光を振興する貴重な観光資源としての活用が目指されている。文化庁は、これらの歴史的建造物の修復・保護を所管し、建設庁が周辺地区の歴史的街並みや歴史的風土の保全計画の策定、規制の運用や保全事業の実施主体となっている。

以下の地区では、既に街並みや風土の保全計画が策定され、事業の実施も進められている。

- 貴徳県、県都・河明鎮

歴史的遺産・王皇寺の修復・保護を中心に城壁で囲まれた街区の街並み保全が計画された。厳格に保存する地区、開発規制をかける地区が指定され、明確な歴史的街路の景観保全と観光利用の両施策が示された。

- 湟源県、県都・城関鎮

歴史的遺産・城隍（道教寺院）の修復・保護と門前街区の街並み保全が計画された。厳格に保存する地区、開発を規制する地区が指定され、明確な歴史的街路の景観保全と観光利用の両施策が示された。

- 同仁県、レゴン文化郷

県都・隆矛鎮の隆務寺、年都平郷の吾屯上寺や吾屯下寺等の大規模寺院の修復・保護を中心に、隆矛河沿い約 3km の歴史的風土を残す地区を対象に、2003 年に建設庁は西安大学の都市計画学部に委託し、同仁区歴史的風土保全計画を作成した。その中で、隆務川溪谷地区が保護の中心に位置付けられ、その周辺の丘・川・町・農村の 4 要素の調和を取った土地利用と景観保全計画、同時にこれら景観を活用する観光開発計画が作成された。

- 西寧市、城中区

歴史的遺産・文廟の修復・保護を中心とする周辺街区の街並み保全

- 湟中県、県都・魯沙尔鎮

歴史遺産タール寺の修復・伽藍再建を中心とする周辺地区の歴史的な風土保全

1989 から 1994 年の間、省内の歴史・文化資源の調査を実施し、西寧市、貴徳県、湟中県、楽都県が国家級の歴史・文化地区の指定を受けた。これらの歴史的な街並み景観の保全や風土の保全は、地域住民・社会に対する私権の制限となるので、地域住民・社会の積極的な合意が得られないと実際に街並みや風土保全の実施が困難となる。

既に、建設庁では地区住民や社会の参加型方式を導入して保全計画の策定に当たっており、歴史的遺産の保全意義や意識の啓発から始め、住民意見を反映した合意の取れた保全計画の策定方式が導入されている。

街並み景観の保全は、重要性に応じて建物のファサードの仕様・素材・色調から、高さや用途についても住民との間で建築協定をとり結び、各戸の改修築においても景観保全の実効を上げると同時に、これら私権の制限や費用の増加に対する補助・助成制度の導入によるサポート体制の拡充を提案する。

また、これら地区内での観光関連産業の振興は、地域住民が街並み保全を実施する事で、観光客が増加して各戸の観光収入・便益が得られるという正のサイクルが出来上がると、住民の意識もより向上して積極的な保全への参画が得られる。

6.4 景観保全計画と観光地景観の形成

青海省はもとより、環西寧圏の景観は眺望（俯瞰・仰望）景観に優れている。北は祁連山脈（雪山）から大通河沿いの緑豊かな森林公園群と溪谷、青海湖と周囲の広大な草原と山々、中華文明の集積する湟水谷の変化に富んだ景観、龍羊峡から李家峡、カンブラ、孟達天池と連続する黄河谷の丹山碧水、チベット文化に育まれた町並みを残す同仁盆地など、実に多様な地形・風光から構成され、変化にとんだ雄大、かつ繊細な景観が展開している。また、雪山や菜の花畑、高山植物など、澄み切った青い空が季節毎の景観に彩りを添えている。

各々の町や村には、チベット仏教寺院や回教寺院、及び周辺の古い門前町の町並み景観、土族やサラ族などの伝統的な民族の生活文化景観、西寧観光拠点都市の賑わいのある都市的景観など、個性的で魅力のある歴史と文化に培われた景観が形成されている。

「第4章 観光開発基本戦略」で述べているように、景観は、国内外の市場や旅程の長短を問わず誰にでも楽しめる観光の基本資源である。よって、環西寧圏の景観資源を保全することは観光開発の第一歩であり、既に貴徳や同仁等では歴史的街並み景観や歴史的風土の保全計画が開始されている。

6.4.1 景観構成と景観形成基本方針

景観は、時間や場所、見る位置などにより様々に変化するものであるが、環西寧圏の景観構成を来訪者の視点から次のように大きく2つに類別する。さらに、地域の文化的心象景観（知名度、物語性なども含む）も挙げられる。

- 眺望型景観：山や峠、塔などの高い場所から俯瞰する、あるいは湖面や河、道路などから高い山などを仰望する景観である。主に、眺望ポイントからの景観は、近景、中景、遠景の各景域の保全と共に、そのコントラストが重要である。
- 沿道・周辺環境型景観：観光客を取り巻く周辺環境としての景観である。主に近景から中景域が対象となる。

これに加え、景観形成の方法として、以下のような点的景観、景観軸、面的景観の形成を図るため、これらを近景・中景・遠景の視距によって景観保全を考えていく。

- 点的景観：伝統的・歴史的建築物など、観光客の視野の核や拠点となる景観
- 景観軸：街の観光街路などの交通軸、山並みや大河川などの自然軸が観光客の視線を集め、観光客が地域を把握するための骨格となる景観軸
- 面的景観：雄大な自然の面景観（緑地、湖面、草原、砂丘など）と人工的な面景観（菜の花畑、中心市街地、集落、歴史的街区など）があり、面的な広がりをもつ景観

これらを景観の段階構成として景観要素と景観資源で類別すると、下表のようにまとめられる。

表 6.4.1 景観の段階的構成

来訪者の視点による景観構成	視点距離による景観類型	景観形成単位	景観要素・景観資源 (景観保全対象)
眺望型景観	遠景	景観軸	<ul style="list-style-type: none"> 河川・谷筋 山脈（雪山） 丘陵・牧草地
	中景	面的景観	<ul style="list-style-type: none"> 街の目抜き通り 大規模構造物
<ul style="list-style-type: none"> 湖面 牧草地・農地 砂丘 斜面林・樹林地 			
沿道・周辺環境型景観	近景	点的景観	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的・歴史的街区と街並み
			<ul style="list-style-type: none"> 商業地・ビジネス街区 都市居住区・集落 公園緑地
			<ul style="list-style-type: none"> 伝統的・歴史的建造物 公共建築物

出所 JICA 調査団

また、これらの景観の段階構成を観光客の視覚行為の場所（観光客が景観を観る場所）と移動の視点で見ると図 6.4.1 のようになり、特に景観保全で重要となるのは次の 2 点である（図中の◎と○の部分）。

- 移動中の観光サーキットにおける（車窓などからの）近景と中景の保全
- 眺望・休憩場所など（展望台や休憩所・案内所）における近景（主に施設周辺環境）の修景と中景・遠景の保全（眺望型景観：面と軸景観）

休憩などで来訪者が止まっている場合には景観をゆっくり楽しむことができるため、景観保全に最大限の配慮する必要がある。例えば、展望台、休憩所、レストラン、宿泊施設などの施設整備では、敷地内の修景による景観づくりだけでなく、中景・遠景を借景として取り入れた積極的な活用が観光開発の基本的方策である⁷。

⁷ 「第 4 章 観光開発基本戦略」で示した自然・景観観光資源の「見せ方」の改善と開発、景観スポット開発より

主体の視覚行為 (見る場所)	停止	移動		
		緩やかな速度	比較的早い速度	速い速度
景観距離 (見える場所)	展望台、案内所、展望レストラン・休憩所等	徒歩等(観光地、歩道・遊歩道等)	自転車・馬等(観光地、道路・遊歩道等)	車両・鉄道等(移動中の車内等)
近景 (周辺環境型景)	◎	□	△	△
中景 (眺望型景観)	◎	○	○	○
遠景	◎	○	○	○
重点保全・整備	展望施設整備と景観保全	観光サーキット沿線の景観保全(緑の森林・牧草地保全と再生、ゴミ処理、建物景観)		

- ◎：景観は止まって見える→重要保全景観
 - ：景観は緩やかに流れて見える→重要保全景観
 - ：景観は比較意的早く流れて見える
 - △：景観は早く流れて見える
- 出所 JICA 調査団

図 6.4.1 景観段階構成

6.4.2 観光サーキット沿道景観特性

表 6.4.2 の環西寧圈観光サーキットの景観特性に示すように、西寧観光拠点都市、青海湖・黄河・祁連山観光サーキット⁸の各区間における景観は、自然環境の特性や社会的環境の特性を反映している。景観特性を構成する山としては、雪山連峰が東西に続く祁連山、西寧の南山、黄河沿いの赤い山並み、青海湖の青海南山などが特徴的な景観を構成している。大河川や湖水では、中原文明の拠点を支えた湟水、黄土層を削り流れる黄河、豊かな森林を持つ大通河水系等の地域の生命線である大河と青海湖が地域の大きな景観構成要素となっている。また、地域の特産品である青稞麦が菜種油、ソラマメ等を耕作する畑や菜の花畑、各民族集落も車窓からみる農村風景として、各々のサーキットに景観的な特性を与えている。一方、ほとんどのサーキットで景観上の主要な部分を占めるのが草地(牧草地)で、環西寧圈全般にわたる景観特性となっている。

⁸ 観光サーキットについては「第 8 章 観光重点地区と重点項目の戦略的整備」にて詳しく示す。

表 6.4.2 環西寧圏観光サーキットの景観特性

観光サーキット	ルート	近景車窓景観 (沿道の景観)	中遠景景観
西寧 観光圏	西寧市街路都市景観	街路景観（街路樹、街路照明、 観光案内）	南山 北山
	西寧～湟中高速道路	農村風景（畑/集落）、牧草地	南山 北山
	西寧～湟源高速道路	湟水河と溪谷 農村風景（畑/集落）	
	西寧～大通高速道路	北川河と新興市外 農村風景（麦畑、菜の花畑）	
	西寧～互助 S102 道路	農村風景（麦畑、菜の花畑など）	裸山（植林）
青海湖 観光サーキ ット	Gz025 道路 （青海湖南岸）	草原（フェンス）・町	草原と放牧風景、青海湖 青海南山・祁連山
	S206 道路 （黒馬河～沙陀時）	草原・青海湖・集落	草原 青海湖
	G315 道路沿道 （青海湖北岸：沙陀時 ～甘子河郷）	草原・菜の花畑・町	草原と放牧風景 菜の花畑、沙島・青海湖 青海南山・祁連山
	S310 道路 （沙島：甘子河郷～青 海湖郷）	草原・鉄道・砂丘（沙島）	草原と放牧風景 団保山・日月山 砂丘（沙島）・小湖
黄河 観光サーキ ット	日月山～貴徳	草地	草地・集落 展望（溪谷・草地） 山並み
	貴徳～カンブラ	山林・黄河	黄河・溪谷・山林 丹山・奇岩
	西寧～貴徳	高山草地・集落	高山草地 展望（高原草地・山並み）
	平安～化隆 S202 道路	峠道沿道の田園（麦畑、野菜畑 など）と草原風景	展望（畑・草地・丹山） 草原風景、山並み
	化隆～循化 S202 道路	なだらかな丘陵地の畑地、農村 集落、溪谷	農村景観 溪谷
	循化～孟達道路	黄河の清流	黄河の清流と沿岸の丹山・ 奇岩
	尖扎 S203 道路	黄河の清流	黄河の清流と沿岸の奇岩
	尖扎～同仁 S203 道路	隆務河谷地のなだらかな田園風 景（菜の花畑など）	谷地のなだらかな田園風景 （菜の花畑など）と点在す る寺院
	同仁～循化 S203 道路	峠道沿道の田園（麦畑、野菜畑） と草原風景	峠道沿道の田園（麦畑、野 菜畑）と草原風景
祁連山 観光サーキ ット	互助～北山森林公園 道路	沿道の田園風景（菜の花畑など） と草原	峠から展望（森林と田園風 景（菜の花畑）と草原
	門源～大通 S302 道路	大通河の清流と大通河谷地の田 園風景（菜の花畑など）	田園風景（菜の花畑） 万年雪の祁連山景観
	門源～甘肅省 G227 道 路	草原・集落・城祉	草原 祁連山
	大通～門源 G227 道路	農村風景（菜の花畑など）、森 林・溪谷・滝	大坂山・祁連山望（雪の 祁連山と菜の花門源平野）

出所 JICA 調査団

6.4.3 環西寧圏の名勝・眺望景観特性

各観光サーキットの名勝・眺望景観とその特性は、歴史的な社会・経済集積と自然環境資源の残され方によって大きく異なる。

- 西寧観光圏：歴史・文化遺産や農村風景が地域を代表する名勝・眺望景観
- 青海湖：湖水・草原・水鳥・湟魚等の自然資源が名勝・眺望景観
- 黄河：自然系の丹山碧水と人文系の農村・街並みの両方が名勝・眺望景観を形成
- 祁連山：自然系が多数を占めるが人文系の名勝・眺望景観も混じるという特性を持つ

表 6.4.3 環西寧圏の名勝・眺望ポイントと景観特性

観光サーキット	名勝・眺望ポイント	景観特性
西寧観光圏	西寧市北山、南山	• 西寧市の市街地景観
	湟中・タール寺	• 斜面に広がる伽藍、僧坊と周辺景観
	湟源・城隍	• 道教寺院参道の歴史的街並
	湟源・日月亭	• 日月亭からの草原風景（過放牧）
	楽都・瞿曇寺	• 歴史遺産（左右対称の大伽藍配置）
	互助の土族風景	• 青裸麦の里
	大通の森林公園	• 老斧山道教寺院
青海湖観光サーキット	青海湖南岸	• 青海湖と海心山、二郎剣 • 広大な草原と取り巻く山並み • 南山展望台からの青海湖一望
	青海湖西岸・鳥島	• 保護区の渡り鳥の群れ • 群れをなす湟魚の遡上 • 吐谷渾遺跡 • 青海湖
	青海湖北岸・沙島	• 菜の花畑 • 古城社と大伽藍の黄教白馬寺 • 砂丘、小湖、青海湖を望む絶景（青海湖郷）
黄河観光サーキット	龍羊峽	• 広大な湖面と黄河の渓谷美
	バカ台	• 豊かな高原草地
	貴徳・河明鎮の王皇寺	• 古い城壁都市の王皇寺を中心とする歴史的街並み景観
	カンブラ・李家峽	• カンブラの丹霞地形の眺め • 高さ 150m 崖上の南宗尼寺古刹 • 南宗寺院群 • 南宗尼寺僧房群 • 李家峽と対岸の丹山の眺め
	李家峽～孟達	• 変化に富んだ黄河と沿岸
	同仁の歴史的風土	• 隆務寺等の伽藍と僧房の歴史的家並み、隆務谷地の田園風景
	孟達天池	• 自然保護区の森林と神秘の山上の天池
祁連山観光サーキット	北山森林公園	• 清流と森林、秋の紅（黄）葉
	仙米森林公園	• チベット伝説、渓谷、清流
	ガンシカ（祁連山ベースキャンプ）	• カールからの門源菜の花平野一望
	中華文明の古城社	• 浩門古城、永安城

出所 JICA 調査団

6.4.4 景観保全計画

環西寧圏の観光地での景観探勝対象となる展望景観や地域の名勝景観と共に、移動景観が観光客に与える観光地イメージには非常に大きなものがあり、景観保全の対象とする。

展望・名勝景観保全と施設整備計画

展望・名勝景観は、下記に示す景観保全の対象とする自然系、伝統的農村、歴史的な街や街区などの分類ごとに、遠景・中景・近景の各々に対して規制と誘導策を適用する。遠景域の景観では環西寧圏の自然系景観が卓越しており、視認範囲における大規模な土地利用の改変を管理する事で景観が保全される。中景域とする500m圏内では、自然系景観、伝統的農村景観、歴史的街景観の各々に対応した規制と誘導策が必要とされる。近景域とする100m圏内については、より詳細な景観対象の分類に対応した規制・誘導策が必要となる。

各観光サーキットでは、山越え・峠越え等の眺望が開ける以下のような地点を選定し、展望・休憩ポイントの整備が必要とされる。これらの整備は、周辺の自然環境との調和に配慮し、土地造成を最低限にして周辺への影響を抑えつつ、展望台、駐車場、トイレ（処理施設）、喫茶店（またはレストラン）、修景園地等を整備する。名勝については既に展望施設が整備され、周辺で観光スポット開発が進む所もあり、開発状況に応じて不足する施設の整備を進める。

● 西寧観光圏の展望ポイント

①西寧市・南山公園（既存）、②互助～大通道路峠（新設）、③湟源県・日月山（既存）

● 青海湖観光サーキットの展望ポイント

①共和県・青海南山（青海湖151基地～恰卜恰鎮道路脇、新設要）、②海晏県・青海湖郷（青海湖沙島に向かう旧国道・鉄道脇、新設）

● 黄河観光サーキットの展望ポイント

①龍羊峽ダム下流溪谷（既存）、②巴カ台（日月山～貴徳、新設）、③青阻山峠（西寧～貴徳、新設）、④馬陰山峠（平安～化隆、新設）、⑤馬陰山峠（瞿曇寺～化隆、新設）、⑥カンブラ・李家峽（新設）、⑦同仁県峠（循化～同仁、新設）

● 祁連山観光サーキットの展望ポイント

①互助県・大坂山峠（威遠鎮～北山、新設）、②門源県・ガンシカ（登山口、新設）、③大通県・大坂山峠（大通～門源、新設）

観光サーキット沿道景観保全計画

観光サーキット沿いの沿道景観保全は、以下の道路・鉄道・河川ルート沿いの中景域、及び近景域を対象とする。中景域は、道路・鉄道、及び河川の両端から500mの範囲を対象とし、自然系景観、伝統的農村景観、歴史的街景観の各々に対応した景観保全のための規制と誘導策を適用する。近景域は、各ルートの両端から100mを対象範囲とし、展望景観保全と同様の景観保全のための規制と誘導策を適用する。

● **西寧観光圏の指定ルート**

①青蔵鉄道（蘭州～西寧～湟源）、②蘭西高速、③西寧～大通高速、④西寧～日月山高速、⑤西寧～湟中高速、⑥西寧～互助（省級道路、及び建設中の高速道路）、⑦中期以降に西寧都市圏の新設・改良内環状道路を追加する。

● **青海湖観光サーキットの指定ルート**

①青蔵鉄道（海晏～剛察）、②国道 315 号（海晏～剛察）、③国道 25 号（共和県）、④青海湖西岸省級道路、⑤青海湖沙島地区省級道路、⑥青海湖東岸観光道路、中期以降は新設の西寧都市圏の外環状道路、⑦門源・青口嘴～西海鎮、⑧青海湖 151 基地～貴徳を加える。

● **黄河観光サーキットの指定ルート**

①黄河（龍羊峡ダム～孟達）、②日月山～貴徳（県・郷級道路）、③湟中～貴徳（省級道路）、④貴徳～同仁・保安（県・郷級道路）、⑤貴徳～カンブラ～尖扎・康楊鎮（県・郷級道路）、⑥貴徳・乃祉～化隆・扎巴（県・郷級道路）、⑦平安～扎巴～化隆～循化～孟達（省級道路）、⑧楽都～瞿曇寺～化隆（県・郷級道路）、⑨扎巴～同仁（省級道路）、⑩孟達～民和（県・郷級郷路）

● **祁連山観光サーキットの指定ルート**

①互助～甘禅（県・郷級道路）、②民和～（甘肅省）～甘禅～青口嘴（省級道路）、③大通～門源～祁連～甘肅（国道 227 号）、中期以降は本格化する祁連県観光に対応した④蛾堡～祁連～甘子河（省級道路）を加える。

表 6.4.4 景観保全策

景観類型	景観保全対象	景観保全策	観光コリドー 景観保全	展望景観 保全
遠景	山・丘陵・谷・林・草地・畑・湖・河川 （環西寧圏で卓越する自然系景観）	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観地域における大規模な林地・草地等の土地利用改変の規制 優れた遠景の遮蔽物や視線を引く沿道の大型屋外広告物や大規模工作物の設置規制、また形態、色彩、材質に対する規制と誘導と誘導 		展望地からの視認範囲に適用
中景	山・丘陵・谷・林・草地・湖・河川	<ul style="list-style-type: none"> 遠景と同様の規制、誘導策 大規模な土地利用、開発の規制 木立の伐採の禁止 牧畜制限（過放牧禁止） 	両路側 500m の範囲に適用	展望地から 500m 範囲に適用
	伝統的農村景観 歴史的な街	<ul style="list-style-type: none"> 遠景と同様に規制、誘導策 集落の市街化と拡大の規制 遠景と同様に規制、誘導策 歴史的街区内の建物の増改築・高さ・用途の規制 		
近景	山・丘陵・谷・林・草地・湖・河川	<ul style="list-style-type: none"> 遠景と同様の規制、誘導策 ゴミ処理 路肩の陥没箇所の修復と緑化 法面緑化 ガードレールのデザイン 案内板、サインのデザイン化と統一 	両路側 100m の範囲に適用	展望地から 100m の範囲に適用

景観類型	景観保全対象	景観保全策	観光コリドー 景観保全	展望景観 保全
	伝統的農村景観	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の改変と市街化規制 街路樹植栽、清掃、ゴミ処理 路側農家の伝統建築様式の保全、誘導、支援策 広告・看板の規制・誘導、伝統的農村風の規格統一 地場産業、地元デザインの活用 沿道農家敷地内緑化と花木植栽の促進 	伝統的農村景観（風土）保全指定地区及び両路側 100m、展望地から 100m の範囲に適用	
	歴史的な街区	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さ、前面建物仕様（デザイン・素材・色）の規制、誘導、支援策 広告・看板の規制、誘導、歴史的街区風の規格統一 地場産業、地元デザインの活用 快適な歩道の整備（幅員統一、舗装、電線地中化、植栽）、清掃・ゴミ処理 案内板、サインのデザイン化と統一 	歴史的街並み保全指定地区、及び両路側 100m、展望地から 100m の範囲に適用	
	現代的な街区	<ul style="list-style-type: none"> 街路の緑化：街路樹、フラワーボックス設置、清掃、ゴミ処理 ガードレールのデザイン 路面のデザイン化 広告・看板の規制と誘導 案内板・サインのデザイン化と統一 民家のベランダにフラワーボックスなどで草花を飾る。植栽・緑化 	観光サーキット路線のみでなく市内観光道路に付いても両路側 100m、展望地から 100m の範囲に適用	
他	砂防ダムなど防災施設や道路整備は自然環境・景観との調和に配慮			

出所 JICA 調査団

6.4.5 景観保全における住民・事業者と行政の役割

環西寧圏の様々な景観は、森林や草原、道路、公共建築物などの公的な景観だけでなく、畑や牧草地、民家、民間建築物など私的な景観もその構成要素である。そのため、景観保全には行政の努力だけでなく住民や事業者の理解と協力も必要となる。

住民の役割

景観保全に対して住民が果たす役割は、まず公共空間の美観保持のために公的モラルを守ることがある。景観を阻害するような路上の看板や商品類の積み上げ、道路や河川へのゴミの投棄といった行為が見られる場合は、住民意識の改革が必要である。また、私的空間も景観を構成する公的空間と認識し、建物や庭、ベランダの美化向上に努めることも求められる。

行政の役割

行政側は、景観保全が観光業の発展に役立つことを自らが認識し、それを住民や事業者に広く伝え、住民や事業者がその役割を正しく理解できるようにし、またその活動を補助しなければならない。そのためには次のような役割を果たすことが求められる。

- 景観保全の重要性の理解、美化へのモラルの確立についての啓発活動を行い、住民や事業者の景観に対する意識を高揚させる。地域社会や住民の理解と協力を得るには、景観・環境保全への協力により美しく快適な生活空間が形成できるだけでなく、観光客の満足と共感を得ることができ、観光客の増加に伴って観光収入も増加し、そして地域社会の発展と住民の所得向上に寄与するという正のサイクルに対する共通認識の形成が重要である。
- 景観保全のための住民活動の指針を作成し、住民や事業者に提示する。
- 住民や事業者が保全活動しやすくするため、体制や制度を整備する。
 - 住民・事業者意識の啓発と活動支援
 - 制度による景観規制と誘導
 - 指針の提示
 - 組織・体制の整備
 - 先導的活動

方策

景観保全の方策では、主に公共空間に対するハード策としての公共事業と、主に民有地に対するソフト策としての体制づくりや施策づくり（条例、啓発、支援、制度）が挙げられる。

景観保全の啓蒙と啓発と活動

● **一般住民に対する啓発と広報活動**

景観保全の大きな担い手となる一般住民について、以下のような活動を推進する。

- パンフレットによる広報
- シンポジウムなどの開催
- 景観に関する写真展やコンクールの開催

● **景観教育活動の推進**

将来の環境保全の担い手となる低年齢層には、学校教育を通して景観意識を育む。

- 学校教育における美化マナー教育
- 景観保全の意義や役割教育

● **民間事業者の啓発**

景観形成に影響する構造物の建設や修景を手がける建設業界などにも、景観保全に対する認識と理解を高めることが求められる。

- 景観に配慮し優れた民間のデザインや建築物、サイン、看板などを表彰し、景観保全に対する民間事業者の努力を奨励する。
- 地場産品や地元の伝統的デザインを景観形成に取り入れることを奨励し、周囲の景観と調和する構造物づくりを促進する。

● **顕彰制度の創設**

周辺の景観と調和しながら景観を保全し、個性的で印象的な景観を創り出した者、あるいは地域の「顔」となる景観形成に貢献したと認められる者を表彰する。

- 自然環境へ配慮している者
- 伝統的な街並みへ配慮している者

- 新しい観光景観を創り出している者
- 住民の保全活動をリードして美しい景観を創り出している者

また、このような表彰により次のような効果が期待できる。

- 関係者に名誉を与え、地域全体が景観保全に取り組んでいるというイメージを高める。
- 景観保全は持続的に行う必要があり、表彰することにより関係者の一層の努力が促進される。
- ある地域の景観を表彰するにより他地域を啓発する。
- 直接景観作りに関わった人や地域だけでなく、同地域の住民、そこを訪れる人々の景観保全への意識を高める。
- 建築物が表彰された場合、その設計や施工に関わった業者の誇りとなり、業界全体の景観への意識を高め、技術水準を向上させる。
- 定期的に表彰することにより各景観の状況を把握することができ、その後の観光景観施策実施に役立つ。

体制づくり

- **省旅遊局内に観光景観形成委員や審議会の設置**
- **省旅遊局内での景観アドバイザー制度の創設**

制度による景観規制と誘導

- **景観条例の策定**

住民と事業者、行政が、観光事業における景観形成の重要性を認識してその意識を高め、また私的空間の公的景観への誘導や行政による景観整備事業、民間の整備に対する助成・支援策を導入するための法的根拠としても景観条例の制定が求められる。

- **景観形成と保全のガイドラインや景観デザインマニュアルの作成**

条例より規制力が劣るが、景観形成と保全のガイドラインや景観デザインマニュアルをつくり、住民や事業者への誘導、指導、啓発を行う。

- **規制と誘導のための法制度整備**

無秩序な開発を規制し適正な開発を誘導するため、良好な景観形成に資する以下のような都市計画制度をつくる。

- 美観地区の指定
- 風致地区の指定
- 特定街区の指定
- 歴史的風土保存区域の指定
- 伝統的建造物群保存地区の指定
- 緑地保全地区の指定

また、強制力は弱いですが、その他にも以下のような制度が考えられる。

- 建築協定、まちづくり協定など：建築物に関する自主的ルールづくり
- 緑化協定づくり：街並みの民地内の緑化・修景

- 民地内の生垣や緑化への助成・支援制度

景観保全のための公共事業の推進

• 景観保全モデル事業の創設と実施

住民や事業者を先導する意味において、行政景観保全モデル事業を創設し、実施することが必要である。モデル事業の対象としては以下のものが挙げられる。

- 緑化
- 街路と沿道景観形成
- 高速道路沿道景観形成
- 水空間景観形成
- 公共施設景観形成

第7章 市場別施策、及び対外連携策の推進

7.1 観光市場と観光プロダクト

7.1.1 「観光資源」と「観光プロダクト」

青海省旅遊業發展与布局総体計画（2000）は古典的な意味での「観光資源」を羅列・網羅・分類⁹しているが、現在世界の先進観光業界で一般的に使われている「観光プロダクト」という概念を適用した分類となっていない。

それに対し、本調査では「観光プロダクト」の概念を用いる。観光資源は観光プロダクトの必要不可欠な要素であるが、資源のみでは観光プロダクトの条件を十全に満たすことはできない。現代観光における「観光プロダクト」とは、観光資源といういわば「ダイヤモンド原石」から不要、不純な岩石を削ぎ落として粗ダイヤモンド石を取り出し、カットと磨き上げを通じて宝飾品という市場で売れる「プロダクト」に仕立てあげたものを指す。

すなわち、歴史・文化・民俗・伝承・地理・動植物・環境など、資源固有の特性に応じて原石「資源」が持つ価値・意味・背景を観光客に分かりやすく理解・鑑賞させるために、不可欠な各種の施設・便宜・用具・解説資料・解説員¹⁰を付設・整備し、観光客が快適な環境の中で有意義かつ満足のゆく観光体験を得られるように整えたものである。簡略に言えば、「観光資源」を観光市場で売れる商品「プロダクト」に造り上げたものを指すが、この意味での「観光プロダクト」は現在の青海省には少なく、鳥島とタール寺にプロダクト化初期の努力はみられるが、まだ国際的な標準には達していない。

7.1.2 観光市場

観光市場とは、その目的が観光（一般的な観光、余暇・休暇活動、登山のような特殊目的のもの）であれ、その他旅行（会議・セミナー、ビジネス、催事など）であれ、青海省を訪れる観光・旅行客市場を指す。旅行客は大別して国内客と外国人客からなるが、2000年から2004年にかけての青海省来訪客の傾向や統計値¹¹に基づき、ここでは以下のように細分した顧客市場の分類を用いる。

- 国内客
 - 青海省内：青海省居民（日帰り旅行者を含む）
 - 近隣省市自治区：青海省隣接の省市自治区（甘肅省、四川省、新疆ウイグル自治区）、及び交通利便性の高い近隣省市自治区（寧夏回族自治区、陝西省）
 - 直轄市・東部沿海省：直轄市（北京市、上海市、天津市、重慶市）、東部沿海省（広東省、浙江省、江蘇省、福建省、山東省）
 - その他の省市自治区：上記以外（華南・華北地域の省市自治区、遼寧）

⁹ 自然・景観資源（鳥島、三江源など）、歴史・文化資源（タール寺、吐蕃古墳群など）、民族・文化資源（土族花児、玉樹チベット族歌舞など）のような網羅と分類。

¹⁰ ビジターセンター・展示資料館、解説パンフレット、見学・観察コース・遊歩道・休憩エリア、案内・解説掲示・サイン、解説・指導ガイドなど

¹¹ 青海省旅遊局資料など

- 外国人客、及び在外同胞
 - 在外同胞：香港・マカオ・台湾同胞、及び東南アジアの華僑同胞（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）
 - 近隣アジア：日本、韓国
 - 東南・南アジア：シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの華僑同胞以外、インド
 - 欧・米・豪州：欧州（西ヨーロッパ、ロシア）、米州（アメリカ、カナダ、中南米）、豪州（オーストラリア、ニュージーランド）

青海省でもよく使用されている1級（最も重要）、2級（1級に次いで重要）、3級（補完的）の市場等級分類を採用し、上記の国内客と外国人客を表7.1.1のように分類する。

表 7.1.1 市場等級の分類

市場等級	国内客	外国人客、及び在外同胞
1級市場	直轄市・東部沿海省	在外同胞、近隣アジア
2級市場	青海省内、近隣省市自治区	欧・米・豪州
3級市場	その他の省市自治区	-

また、年間の想定旅行客数による3つのランク（A、B、C）を設定し、以下の5段階の市場規模を想定する。

表 7.1.2 市場規模の分類

ランク	市場規模	主な対象
AAA 規模	100 万人以上	青海省内
AA 規模	50 万人 - 100 万人	直轄市、東部沿海省、その他の省市自治区
A 規模	30 万人 - 50 万人	近隣省市自治区
B 規模	1 万人 - 3 万人	在外同胞、近隣アジア、欧・米・豪州
C 規模	2 千人 - 1 万人	SIT 市場、ニッチ（隙間）市場

7.1.3 観光市場セグメントと市場規模

(1) 観光圏、観光ルート、観光プロダクト

現代の観光活動は、単に観光資源や観光地を訪れるという古典的な観光活動の定義を超えて、その活動は地理的広がりにおいても、また活動の内容や目的においても大きな変貌をとげている。地理・地域的な広がりによってそれを大別すると、次の3つの観光活動が認められる。

- 「面」の観光活動：いくつかの観光資源・観光地を1つの観光周遊圏・エリアとして訪問
- 「線」の観光活動：いくつかの観光資源・観光地を一連の観光ルートとして歴訪
- 「点」の観光活動：個々の観光資源、観光地を訪問

この考え方に基づいた環西寧圏の観光ポテンシャルを市場セグメント（出源別）・市場規模と合わせると、表7.1.3のようになる。観光圏、観光ルート、観光プロダクトの項目は、

環西寧圏を例にとれば以下のような読み取りとなる。青海湖も同様の読み取りに従う。なお、「第8章 観光重点地区と重点項目の戦略的整備」では、面的な整備開発を目指すことを明らかとするため、ルートの連続、あるいは集合としてのサーキットという概念で整理する。

- 夏都・西寧圏とは西寧大都市観光圏を指し、その中に含まれ多種多様な観光資源・観光地を組み合わせたひとつの「面」として観光する。
- 西寧圏ルートとは、西寧を拠点とする複数のルート（都市圏に近接して人気の高いタール寺、日月山、土族村なども含む）を「線」として観光する。
- 西寧圏内のプロダクト、東関清真大寺、北禅寺などを個々の観光資源・観光地として訪れる、「点」の観光をする。

(2) 観光テーマ・目的別プロダクト(2005年)

現代の観光では、地理・地域的な括りを越えた観光活動も盛んであり、それぞれが一定の規模を持つ主要な観光市場を構成し、その重要性は年々増加している。観光客各自が興味を持つテーマや目的による観光活動、それが造りだす市場と言い換えてもよい。青海省で現在認められる主要な観光テーマ・目的の観光活動・プロダクトは次のとおりである。

- 自然・景観探勝：カンブラ国家森林公园、鳥島など
- 宗教文化探訪：チベット仏教・伝承、回族（イスラム教）・伝承など
- 少数民族文化探訪：チベット族、回族、サラ族、土族など
- 休暇・余暇・リゾート：「夏都」・西寧観光拠点¹²、避暑、高地・高原レクリエーションなど
- 会議・セミナー・催事：「夏都」・西寧観光拠点における官公庁の会議、企業・公司・集団の会議・セミナー、催事（研修会・新製品展示会・発表会）など
- 特殊目的の旅（SIT）：登山・トレッキング、エコツーリズム、自転車・四駆レース、唐蕃古道・茶馬古道をたどる旅など

テーマ・目的別プロダクトの視点による2005年現在の環西寧圏の観光ポテンシャルを市場セグメント・市場規模と併せて整理したものが表7.1.4である。

¹² 現代の観光では、観光地へのゲートウェイとしての拠点都市の重要性が高まっている。西寧市はその意味で、交通（鉄道・航空・道路）、通信、サービス（宿泊・飲食・観光）のハブとして青海省観光の中核となるサービスセンターの役割を担っている。特に、近年「夏都・西寧」を統一テーマとした各種の基盤整備、開発、広報活動が積極的に展開されており、徐々にその効果が現れている。2005年の西寧空港の大規模改装は、西寧市への単なるアクセス基盤整備という意味合いを越えて、広く青海省全般に対する観光イメージ向上にも大きく寄与するものである。こうした基盤整備・開発は、現代観光事業にとりきわめて重要な観光テーマ・目的の一つである「都市観光」という新しい観光プロダクトを西寧市にもたらすことになる。

表 7.1.3 観光市場セグメントと市場規模（観光圏、観光ルート、観光プロダクト）

観光圏		夏都・西寧都市圏	青海湖圏	黄河圏	祁連山圏	
観光ルート		西寧都市圏サーキット	青海湖サーキット	黄河サーキット	祁連山サーキット	
観光プロダクト		西寧市の都市型観光・歴史観光、土族人族風情村、タール寺、瞿曇寺、柳湾遺跡	青海湖 151 基地、青海湖沙島、原子城・金銀灘、鳥島	龍羊峡、貴徳、カンブラ・李家峡、孟達天池、同仁・レゴン文化郷	北山・仙米森林公園、門源菜の花畑、古城祉、チヨウエキへ	
観光市場	国内客	青海省内	AAA	A	AA	A
		近隣省市区	AA	B	B	B
		直轄市・東部沿海省	AAA	AA	A	B
		その他の省市区	B	B	B	C
	外国人客	在外同朋	B	B	B	C
		近隣アジア	B	B	B	C
	欧・米・豪州	B	C	B	C	

表 7.1.4 観光市場セグメントと市場規模（観光テーマ・目的別プロダクト：2005年）

観光テーマ		自然・景観探勝	宗教・文化探訪	少数民族文化探訪	休暇・余暇・リゾート	会議、セミナー	特殊目的の旅	
目的別プロダクト		カンブラ・李家峡、鳥島等	チベット仏教、建物・遺跡	チベット族、土族、サラ族、回族等	避暑、高地・高原レクリエーション	会議、セミナー、催事	登山、エコツアーリズム	
観光市場	国内客	青海省内	AA	AA	AA	A	C	
		近隣省市区	B	B	B	A	B	
		直轄市・東部沿海省	AA	A	A	AA	AA	A
		その他の省市区	B	B	C	C	B	C
	外国人客	在外同朋	B	B	C	B	C	C
		近隣アジア	B	B	B	C	C	B
	欧・米・豪州	C	C	C	n/a	n/a	C	

(3) 観光テーマ・目的別プロダクト(2010年)

省・州・県・市それぞれのレベルで、現在多数の観光開発関連プロジェクトが計画されている。これらの一部でも実現すれば、新しい「面・線・点」の観光プロダクトが生み出され、青海省はより一層魅力的な観光デスティネーションとなる可能性を持っている。そうした仮定に基づいて、近い将来の2010年における魅力的なテーマ・目的別プロダクトの可能性を拾い出し、表 7.1.4 と同じように整理すると表 7.1.5 のようになる。

表 7.1.5 観光市場セグメントと市場規模（観光テーマ・目的別プロダクト：2010年）

観光テーマ		自然・景観探勝	歴史・宗教・ 民族文化探訪	休暇・余暇活動、 リゾート	夏都・西寧 会議・セミナー・ 都市観光（MICE）	特殊目的の旅（SIT）	
目的別プロダクト		<ul style="list-style-type: none"> 黄河クルーズ（龍羊峡、貴徳、カンブラ、李家峡） 孟達天池・甘肅省連絡ルート（孟達天地、循化・撒拉族、甘肅省・炳靈寺・劉家峡ダム） 	<ul style="list-style-type: none"> チベット仏教文化・甘肅省連絡ルート（タール寺、孟達天地、同仁・熱貢芸術、甘肅省・ラプラン寺） 吐谷渾遺跡ルート 	<ul style="list-style-type: none"> ダム湖観光（李家峡ダム*） 温泉利用の長期療養・休暇（貴徳） 高地での長期避暑・レクリエーション（青海湖岸） 	<ul style="list-style-type: none"> 2拠点会場による大型会議・催事¹³ 都市型観光 	<ul style="list-style-type: none"> 高地順応・トレーニング（西寧） 塩湖発見の旅 三江源発見の旅 普氏原羚発見の旅 	
観光市場	国内客	青海省内	AA	AA	AA	AAA	B
		近隣省市自治区客	B	B	A	A	B
		直轄市・東部沿海省	AA	A	AA	AA	A
		その他の省市自治区	B	B	C	B	C
	外国人客	在外同朋	B	C	B	C	C
		近隣アジア	B	B	C	C	B
		欧・米・豪州	C	C	C	C	C

*李家峡ダム湖観光

- ダム湖は水力発電ダムとしてのみ価値でなく、観光利用の価値があり重要である。
- ダム湖観光は、近隣地域住民の手頃な日帰りレクリエーションの場、また遠距離客の観光地として先進国に多くの好例がある（例えば、前者では東京の多摩湖、後者では黒部ダムなど）。
- 李家峡ダムをカンブラ国家森林公园（丹霞風光・南宗尼寺群）と一体化すれば、極めて魅力的な「ダム湖観光」プロダクトとなる可能性を秘めており、中国他省市自治区におけるダム湖観光のモデル開発例にもなり得る（例えば甘肅省劉家峡ダムやヒンレイ寺石窟）。
- 龍羊峡でのダム湖観光開発が州レベルのプロジェクトに見られるが、アクセスの良さ、大市場圏への近さの面で李家峡が遥かに有利な位置にある。

¹³ 例えば、西寧市（本会場）と青海湖岸（分科会・セミナー・催事）、あるいは西寧と貴徳の組み合わせ

Box 7.1.1 外国人・在外同胞客の特性**外国人客の特性**

- サービス期待水準：国際水準のサービス提供を期待（宿泊、観光地、交通、ガイド、接遇など）
- 観光スタイル：中国的山水・風光・名勝の偏向はなく、土産品などの買い物、食事への関心は低く支出も少ない（欧米観光客一般に言える事であり、日本人・韓国人観光客は例外）。
- 観光旅程：国内客の大層を占める2泊3日の旅程と違い、青海省はチベットや新疆シルクロードなどの一部として組み込まれるのが一般的である。したがって、青蔵公路や唐蕃古道、あるいは青海省シルクロード（敦煌～都蘭～西寧、張掖～大通～西寧など）の走破といったルートも見られる。三江源流遡行やココシリ探検などの特化したSITのみならず、より一般的な「青蔵高原をチベット族テントでキャラバンする」（中国国際旅行社定番パッケージ）のような“Soft Adventure”タイプも見られる。

在外同胞客の特性

- サービス期待水準：国際水準のサービス提供を期待（宿泊、観光地、交通、ガイド、接遇など）
- 観光スタイル：国内客の観光スタイルと類似（観光地の選好：中国的山水・風光・名勝、土産品・買い物、食事への関心が高い）
- 観光旅程：国内客と外国人客の特性を併せ持つ。青海省はチベット、新疆シルクロード、あるいは西安・蘭州パッケージの一部として組み込まれるが、選ばれる訪問観光地など、観光スタイルは外国人客と微妙に異なる。

Box 7.1.2 外国人・在外同胞客の誘致**青海省のデスティネーション魅力度・注目度の向上**

- 外国人・在外同胞客の誘致には、青海省の観光地としてのデスティネーション魅力度・注目度を高める必要がある。
- 近隣のより注目度の高いデスティネーション（チベット自治区、新疆ウイグル自治区、雲南省、四川省、寧夏回族自治区など）との協力、共同での企画・宣伝・販促を進める。
- 共同の企画・宣伝・販促のカタログ、セールス・マニュアルなどを作成する。
- 売り込みは二面作戦、すなわち送市場側旅行会社に対する売込みと送市場側媒体（テレビ、新聞、専門誌）、及びその両者の連携・タイアップによる共同企画が最も効果的である。

下記に、外国人客と在外同胞客の誘致についてそれぞれ示す。日本人・韓国人客の誘致についてはBox.7.1.3にてより詳細に記述する。

外国人客の誘致

- **一般的周遊ルート観光客**

- 大半はチベット自治区ないし新疆ウイグル自治区（含むシルクロード）周遊の一部として青海省を組み込む。
- 従来通りの青海省側受け入れ旅行社経由の送出側旅行社への販促活動を強化する（新しい送出旅行社の開拓、催行出発数の増加）。

- **SIT、冒険、探検目的の観光客**

- SIT（特定の興味・専門のツアー）、冒険、探検ツアー専門旅行社への販促、売り込みを強化する。新しい素材・発見・魅力などの情報提供、必要により招待見聞旅行（FAM Tour）を実施する（日本オペレーターの間源県菜の花ツアーの継続・拡大など）。
- 特定分野専門誌へ新しい素材・発見・魅力などの情報を提供し、必要により招待見聞旅行（FAM Tour）の実施、取材旅行への便宜・協力を行う（英米圏では“National Geographic”、欧州では“Geo”）。

在外同胞客の誘致

- **香港・マカオ・台湾での旅遊見本市への積極参加**

- 香港・マカオ・台湾それぞれで毎年、または隔年で大きな旅遊見本市を開催
- 主要ホテル・旅行社などと協同した積極参加（青海省ブースの設置など）と売り込みの強化
- 香港・マカオ・台湾市場専用の宣伝・販促プロシユアとカタログの作成

- **観光プロダクト・ルートの開発・売り込み**

- 在外同胞客に特化した観光プロダクト・ルートの研究・開発
- ホテル・旅行社との協力の強化と開発にあたる便宜・援助・優遇措置の提供の検討
- 新プロダクト・ルートの販売促進
- 専用販促ツールの作成、香港・マカオ・台湾の送出オペレーターの招待見聞旅行（FAM Tour）の実施

Box 7.1.3 日本・韓国からの観光客の誘致

- **日本・韓国の旅遊見本市への積極参加**

- 中国同様、日本と韓国でも海外旅行の企画・販促には旅行会社が圧倒的な影響力を保持しており、旅遊見本市（日本最大の旅遊見本市：JATA Fair（東京）、韓国の旅遊見本市：韓国国際観光展示会（ソウル））に主要ホテル・旅行社・レストランと協同して青海省ブースを開設、日本と韓国の有力旅行会社への売り込みを強化する。
- 見本市前後にその他主要市場（日本：大阪、名古屋、福岡など、韓国：プサンなど）でセールスを展開（青海省観光セミナーなど）

- **日本・韓国客向けの観光プロダクト・ルートの開発・売り込み**

- 日本人・韓国人観光客に特化した観光プロダクト・ルートの研究・開発、日本・韓国側の送出旅行社との協力（間源・菜の花ツアーなど）

- 上記研究・開発に対する協力・便宜の提供（ルート開発調査のための特別な FAM Tour の実施など）
- 新プロダクト・ルートの専用販促ツールの作成（ツール作成は市場の言語・ニーズ・志向を熟知している日本業者に委託）と共同の販促活動の展開

● 航空会社との連携

日本乗り入れ中国航空会社との連携

- 日本乗り入れ中国三大航空会社（中国民航、東方航空、南方航空）との緊密な連携
- 新プロダクト・ルート研究・開発に対する協力・便宜の提供（特別な FAM Tour への無料航空券の提供など）

韓国航空会社との連携

- 中国乗り入れの韓国航空会社（KAL, Asiana）との緊密な連携（韓国市場は自国キャリアー選好が強く、この2航空会社の市場占有も高い）
- 新プロダクト・ルート研究・開発に対する協力・便宜の提供（ルート開発調査のための特別な FAM Tour の実施など）

7.2 観光市場・観光プロダクトに絞り込んだマーケティング戦略の展開

7.2.1 マーケティング素材の用意

印刷マーケティング素材の刷新

● 現況

- 一般客向けのものは「青海省旅遊図」一点のみ（標準パンフレット版型・21×10 cm、中文・日本語・英語版、北京・国家旅遊総局の原版・制作したものを青海省が毎年必要部数分・補充発注する。一部単価3元）。
- 「自駕車環遊青海湖」（環青海湖自転車レース・参加者・観客用のセルフ・ドライブ案内、特注フォルダー入り、中文のみ）には A4 サイズ、6-7 枚のモデル・ドライブ旅程が入っているが、簡略な地図すらなく実用性に欠ける。コストも特注のため高い（一部単価20元）。
- 専門媒体業者制作になるコストの高い買い上げ観光雑誌、「亜州旅遊」（一部単価16元）と「青海・旅遊指南」（一部単価35元）の2点は、旅行見本市会場での配布を念頭に置いたものだが、内容は美文調の観光・旅行記事、イメージ写真が主流で、一般客配布にはコストが高すぎ実用的でない。また、部数不足の難点があり、旅行業者には役に立つ内容・情報（新観光地・プロダクト・施設・サービス・催事・観光ルート・モデル旅程の紹介など）が皆無に近い。

● 施策

一般客向け「青海省旅遊図」（中文・日本語・英語版）は継続して制作するが、その他の革新的な刷新を図る。盛り込まれる内容・版型・編集・デザインは「新奇大西北旅遊図¹⁴」をモデルとし、この水準に達するものとする。

¹⁴ 2004年、西北5省市自治区（陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区）による共同宣伝販促活動「新奇大西北」キャンペーンのために制作された点の素材、「新奇大西北導遊図」（84×57 cm、3×3 折り、カラー）と「大西北・新奇之旅」旅行企画・販促マニュアル（A4 変形版 128 ページ、カラー）は、盛り込まれた内容・版型・編集・デザイン全

- 国内客向け 1：現行・青海省旅遊図・総集編 1 版
- 国内客向け 2：面・点・線ルート別、テーマ別の編集の総集編 1 版、サイズは現行・青海省旅遊図と同じ
- 国内客向け 3：テーマ別特化版、「自然・景観探勝・休暇・余暇活動」と「宗教・民族文化探訪」の 2 版
- 海外同胞客向け：国内客向けを総集編 1 版に統合編集。ただし、シルクロードとチベットのルートを追加し、言語は簡体字の他繁体字（台湾・シンガポール客）も加える。
- 近隣アジア客向け：海外同胞客向け版と同じ（ただし言語は日本語・韓国語の 2 版）
- 欧・米・豪州客向け：海外同胞客向け版と同じ（ただし言語は英語のみ）

新規マーケティング素材の制作（旅行者向けの旅行企画・販促マニュアル¹⁵の制作）

● 現況

「亜州旅遊」「青海・旅遊指南」のような専門媒体業者制作のコストも高い買い上げ雑誌は、旅行パッケージを企画・造成する旅行者にとって役立つ内容（新観光地・プロダクト・施設・サービス・催事・観光ルート・モデル旅程の紹介など）がない。旅行見本市参加の旅行者が全国の各省市自治区から受け取る多くの宣伝印刷物の中で、重くかさばり業者向けの旅行企画マニュアルの代用素材にはならない。

● 施策

青海観光「旅行企画・販促マニュアル」の制作。モデルは西北 5 省市区共同宣伝キャンペーン用「大西北・新奇之旅」販促マニュアル。この水準の内容・編集・デザインであること、また制作・編集には省内の観光業者（旅行・宿泊・運輸）の協力（出源省区の業者に役立つ最新の観光情報・データの提供）が不可欠である。制作は十分な経験・ノウハウを持つ外部の専門業者に委託し（例えば西部旅遊伝播公司）、またスポンサー化による費用分担・軽減も可能。

宣伝ポスターの刷新

● 現況

現行 5 点はサイズも小さく（平均的ポスターの 1/2 サイズ）、訴求力も凡庸（内容・表現・デザイン）である。TV 宣伝 CM「青海不再遙遠」（青海省はもう遙か遠いところではないよ）の放映（陝西省 TV2 ヲ月、甘肅省 TV6 ヲ月）にも拘わらず、CM の表現・メッセージ・イメージがポスターに利用されていない。

● 施策

TV 宣伝 CM の宣伝コピー・表現・イメージ絵柄を取り込み、それらとリンクした新しいフルサイズ・ポスターを制作する。関係組織・企業との共同制作・スポンサー化による費用分担・軽減も可能である（航空・鉄道・観光業界）。

ての点で国際水準を満たすもの。制作は陝西省・西部旅遊伝播公司。同キャンペーンのウェブサイト「www.Xb16.com」もこの会社が開設・運営している。

¹⁵ 観光業界で一般に「Tour Sales Manual」「Tour Planner」と呼ばれている。

観光ニューズレターの発刊

● 現況

「青海旅遊」秋冬号（A4版、約40ページ）が旅遊局・旅遊協会の協力で2005年10月に創刊された。他省市自治区には既に類似の業界情報季刊・月刊誌があったが、青海省では初めての試みである。

創刊号のためどうしても総花的になるのはやむを得ないが、全体の1/3が省長他の観光政策・方針・戦略の記事、1/3は「青海湖神韻」「土族風情」「三江源的呼喚」といったどの観光雑誌にもよく見られる美文調の記事、残りの1/3がやや具体的なニュース・情報（「2005年黄金週間簡況」「TV放映CM・青海不再遙遠の紹介」「2005年観光宣伝活動」「民俗祭り・催事予定」など）の構成で、旅行企画・販促に役立つ最新の具体的な材料を求めている旅行者にとっては、いまひとつ物足りない編集内容となっている。また、今後どのような頻度（季刊・月刊など）でこの広報・宣伝誌が発刊されるのかも明らかでない。

● 施策

- 「青海旅遊」誌の今後の発刊予定・予算割当て次第ではあるが、これとは別により速報性の高い実用記事主体のニューズレターの創刊が望まれる。制作コストは「青海旅遊」誌の1/3から1/2でニュース・情報の利用効果は遥かに高い。その版型・編集・制作は以下による。
- 一回A4・4 - 6ページ、2色刷り程度。最新の観光情報、プロダクトの紹介、新ホテル、新観光施設・アトラクションの開業、観光道路整備、新しい観光ルートの提案などの記事・話題を盛り込む。取材・編集・デザインは外部の専門業者に委託（外部の「目」、市場の「目」の利用）、取材は旅遊協会・関係業界（旅行・宿泊・運輸など）との緊密な協力の下に行う。刊行は当初四半期、以降は隔月から月刊。
- 主要市場（直轄市・東部沿海地域・近隣省自治区）の関係業界（旅行・宿泊・運輸など）にダイレクト・メール（DM）、旅行見本市・省の特別市・区所在の連絡事務所（後述）での宣伝・販促活動につなぐ。ニューズレターの効果・成否は、このDMのメーリング・リスト次第。その作成には省内の関係業界（旅行・宿泊・運輸など）の全面的な協力が必要（出源省区での送客可能性の高い業者の選び出し）

宣伝・販促DVDの制作

● 現況

かつて何か特別な機会に制作されたことがあったかもしれないが、現在その在庫があるかどうか、あるいはその更新計画の有無について確認されていない。

● 施策

先進省市自治区の大半は宣伝・販促DVDを用意しており、近年の旅行見本市では定番化している宣伝・販促ツールで、今後の青海省観光事業発展のためにも不可欠である。TV放映CM作成など原素材は各所にあるはずで、これら材料を有効に活用すれば制作コスト低減に役立ち、共通宣伝コピー・イメージによる相乗効果の創出も期待できる。

7.2.2 販促活動の展開

旅遊見本市参加方式の刷新

● 現況

6 見本市（昆明、桂林、北京、済南、大連、広州）への均等・惰性的な参加方式を見直し、主要見本市に重点的参加の方向に転換する（予算配分、参加団規模・メンバー構成、歌舞・アトラクションの参加など）。

● 施策

2 大見本市（桂林、昆明）により多くの予算を配分し、大型代表団・歌舞・アトラクションも同行させ、先進省市自治区の大宣伝隊攻勢に埋没しない宣伝、販促の機会とする。場合によって省長も代表団に参加する。観光業界とのより密接な連携（業界参加者の大幅拡充、便宜供与）により、業界が具体的な商談の場として活用できる新しい参加形式を導入する。例えば「青海観光ワークショップ」のような場を設け、出源業者と青海省側業者との直接対話の機会を創り出す。そのための特設ブースないしホテル小会議場の借り上げなどの便宜供与、また商談ツールとしての具体的な観光プロダクト・パッケージ、販促マニュアルなど素材の準備は不可欠である。

出源省区のメディアや旅行業者に対する戦略的・先行投資的な招待・視察旅行¹⁶の実施

● 現況

これまでこの種の招待・視察旅行・FAM Tour 実施の実績があるかどうか確認できないが、今年度、CCTV 委託の TV 放映 CM 制作時には取材・制作班が青海省入りしている。こうした機会やチャンネルを最大限活用すべきである。

● 施策

毎年一定数の FAM Tour 枠を設けて出源省区の有力メディア（新聞・テレビ・雑誌）や有力旅行業者を青海省に招き、新観光地・新観光ルートなど視察の機会を提供する。全額負担の無料招待に終わらせず、媒体露出・旅行パッケージ造成とのバーター契約とすることも可能である。旅行業者については、西寧の受け入れ旅行業者へのヒアリングにより、主要市場¹⁷で最も有力・生産的な多数旅客・パッケージ送客実績のある業者リストを作成し、今後売り込みたい新しい青海省の観光プロダクトを視察してもらう。

タイアップ・共同キャンペーンの展開

● 現況

旅行会社・ホテル間には、ある程度の連携がみられるが、旅行パッケージの重要な要素であり規模も大きい航空・鉄道会社との連携は極めて弱いようである。広域のデスティネーション宣伝・販促・イメージ創出には、観光関連の全セクターの同時・相乗的な連携・協力・シナジーが不可欠である。

これは、世界の観光先進国でも観光地売り出し・販促の確立された取り組みとなっている。日本でもオーストラリアでも、政府観光局や地方観光局、各民間会社¹⁸が応分の拠出金

¹⁶ 観光業界で一般に「FAM Tour」と呼ばれている。

¹⁷ 近隣省市自治区、直轄市・東部沿海省

¹⁸ 航空会社、鉄道会社、旅行会社、ホテル、バス会社、観光施設会社、土産品業者など

により共同キャンペーンを展開している。統一したロゴやキャッチフレーズなど¹⁹を用意し、統一したイメージの「観光・旅行プロダクト・パッケージ」を造成して主要市場で波動的なメディア宣伝・販促を展開する。こうすることで、プロダクト・パッケージの相乗的な露出効果の極大化が初めて可能となる²⁰。

- **施策**

上記、先進国の事例のような共同キャンペーンを青海省旅遊局、旅遊協会、関係業者の総力をあげて導入、実施する。キャンペーン企画・制作・実施には、観光先進地域の宣伝・媒体業者の専門的ノウハウとネットワークを利用する²¹。

7.2.3 高度なマーケティング活動の展開

TV 宣伝 CM・共同宣伝ロゴの活用：タイアップ・プロダクトの造成、相乗効果の獲得

- **現況**

高額なコストで制作した TV 宣伝 CM の放映はあるが、それを観光客動員・増加につなげる努力・工夫がされていない。

- **施策**

西安市と蘭州市などの発地側旅行社と青海省旅行社との協力と提携の下、TV 宣伝 CM キャッチフレーズ「青海不再遙遠（青海省はもう遙か遠いところではないよ）」による青海ツアーパッケージを共通ロゴ・共通キャッチフレーズ入りの旅行パンフレット利用によって造成する。また、CM 放映後の一定期間、一斉に西安市と蘭州市で宣伝・販促活動を展開する。

西北 5 省市自治区 新奇大西北」に基づくタイアップ・ツアー・パッケージの造成・販売

- **現況**

2004 年に合同会議・キャンペーンを実施以降、少なくとも青海省側では多数のモデルツアー旅程を掲載している国際水準を満たす良質な販促資料（新奇大西北旅遊図と大西北新奇之旅）に基づくパッケージ造成の動きはない。キャンペーンが単発のイベントに終わり、その後のフォロー、例えば観光客動員・増加につなぐ努力や工夫がされていない。

- **施策**

西安市や蘭州市などの発地側旅行社と青海省旅行社との協力、提携により、掲載のモデルツアー旅程による青海省ツアーパックを「共通ロゴ・共通キャッチフレーズ」の旅行パンフレットで造成する。そして、鉄道・航空・バス会社とも協力し、西安市や蘭州市の旅行会社窓口で一定期間、一斉に宣伝・販促活動を展開する。

¹⁹ 他にポスター、パンフレット、店頭掲示、看板、シール、記念品など

²⁰ 例えば 日本航空の「冬季・北海道スキー・リゾート」パッケージ販促キャンペーン「JAL SKI & Snow Resorts 2006」

²¹ 例えば「新奇大西北キャンペーン」を受託した陝西省・西部旅遊文化伝播会社が考えられる。

直轄市・東部沿海省における青海省連絡事務所の活用**・ 現況**

北京市、上海市、広州市に青海省の連絡事務所が置かれ、中央・地域の省庁と民間の情報収集や連絡業務に当たっているが、予算と人材の制約も大きいと思われる。現在、この事務所が青海省観光の宣伝と販促の側面支援拠点として利用されていない。

・ 施策

事務所に専任の観光宣伝・販促担当者を置き、直轄市と東部沿海省沿の市場動向情報を収集し、さらには定期的に顕在・潜在の市場開拓セールス・コールする。予算と人材の制約を考慮して専従者は一人とし、どこか1つの連絡事務所に常駐する。他2事務所の担当地区は巡回出張・訪問により対応する。しかし、このような専門知識、ノウハウ、ネットワークを持つ人材を青海省内で見出すことは困難であり、派遣・駐在費用を考慮すれば常駐地で能力のある有資格者を雇用するのが得策である。市場開拓セールス・コールは、必要により青海省側受け入れ旅行業者との共同セールスも考えられる。

7.2.4 対外連携策の推進**近隣省市自治区との連携強化**

- 西北5省区による共同宣伝販促活動「新奇大西北」キャンペーンの強化

2006年以降、2004年の「新奇大西北」キャンペーンを復活、強化、継続する。その際には、上記「高度なマーケティング活動の展開」で提案したように、キャンペーンを観光客動員・増加につなぐ仕組み、作業を必ず合わせて実施する。

- 近隣観光先進省市自治区の成功事例の視察・学習・研修

本調査で2006年2月に開催したワークショップ²²のような試みにより、近隣観光先進省市自治区の先進・成功事例を視察、学習、研修する機会を設け、ノウハウを吸収する。

- 隣接県・地区レベルの観光客流動増加の支援、促進

甘粛省に少ない「緑」「森林」での余暇・レクリエーション活動を求めて、甘粛省隣接地区から北山や仙米の国家森林公园へ（学生団体など）、同じく甘粛省隣接地区より循化县・孟達天池へ、といった省界を越えた近隣地区からの日帰り客の増加が報告されている。省旅遊局はもちろん、州・県レベルの観光関係者でもこうした観光客流動をさらに促進する支援策を積極的に実施すべきである。一例として、より快適な余暇・レクリエーション活動を提供できるインフラ・環境施設整備などが考えられる。

²² ワークショップの内容は「付録3 ワークショップとセミナーの概要」にて示す。

表 7.2.1 市場セグメントと宣伝・販促素材の整備計画

		一般客向け宣伝・販促素材					
		国内パンフ			海外パンフ		
		1	2	3	海外同胞	近隣アジア	欧・米・豪州
国内客	青海省内	◎					
	近隣省市自治区客	◎	○	○			
	直轄市・ 東部沿海省	◎	◎	◎			
	その他の省市自治区	◎	○				
外国人客	海外同胞	○	○	○	◎(繁体字)		
	近隣アジア					◎(日・韓)	
	欧・米・豪州						◎(英語)

◎：最重要・主たる対象 ○：次いで重要・二次的対象

表 7.2.2 観光業界宣伝・販促と素材のしかけの戦略

	観光業界向け宣伝・販促素材			宣伝・販促のしかけ			
	販促マニ ュアル	ニューズ レター	DVD	FAM Tour	タイアップキ ャンペーン	省連絡 事務所	近隣省 協力
観光業界（旅 行・ホテル・航 空など）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
観光団体（旅遊 協会など）	○	○	◎				○
旅行見本市	◎	◎				○	
メディア（TV・ 新聞・雑誌など）	○	◎	◎	◎	◎	○	○
観光官公庁（中 央・地方）	●	●				◎	◎

◎：最重要・主たる対象 ○：次いで重要・二次的対象 ●：付随的・参考

